

風連町・名寄市合併協議会  
第14回 基本項目等検討小委員会

日 時 平成16年11月2日(火)午後2時00分～

会 場 名寄市役所4階大会議室

1. 開 会

石王事務局長：お集まりをいただきまして誠にありがとうございます。

ただいまから第14回基本項目等検討小委員会を開催させていただきます。

尚、本日の委員会に、風連町より西村委員さん、名寄市の委員の黒井委員のお二人が欠席ということでご連絡いただいているところであります。尚、風連町の林委員につきましては若干遅れるということでございますし、山崎委員も少し遅れるというご連絡をいただいております。ご報告を申し上げたいと思います。

委員会規定によりまして、会議は成立をしておりますことをご報告申し上げさせていただきます。これからの議事につきましては福光委員長の進めでよろしく願いをいたしたいと思っております。

2. 委員長挨拶

福光委員長：皆さん、どうもご苦労さまでございます。

前回13回のこの小委員会で議題に上げることができなかった事務事業の取扱いの3本の件について今日精力的に協議をいただき、これまで継続しておりました組織機構だとか、或いは税、保育料の関係、そうしたものを合意をいただければというふうに思っておりますし、その延長線上にあります新市の名称、或いは庁舎の位置についても議論いただき結論に至れるような、そんなような協議をしてみたいというふうに考えております。

委員の皆さん方の積極的なご発言をいただきながら協議をしてみたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げますとともに、協議をする日にちも、回数も残り少なくなってきましたので、是非ともそのあたりのところもお考えに入れながら議論をしていただければというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

3. 議 事

福光委員長：それでは、早速議事に入らせていただきます。

先程も申し上げましたように、今日の協議事項について1から8までございますけれども、初めに6、7、8を協議をして議題としてまいりたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いをいたしたいと思っております。

6番目のごみの処理の取扱いについて、事務局の方から説明をいただいて協議してみたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

中西事務局次長：ご苦労さまです。事務局の中西です。よろしくお願いいたします。

お送りしております資料の1をお開きいただきたいと思います。各種事務事業の取扱いで、ごみ処理の部分でございます。よろしゅうございますか。

風連町と名寄市でそれぞれのごみの収集を行っております。ごみの関係の事業を行っておりますけれども、開きがございまして、先ず最初に、分別の方法は風連も名寄も同じく6種類でございます。しかしながら、風連町の方では資源物の中に紙類、紙製容器、トレー類等も集めております。更に有害物等々が中に含まれてございます。名寄市の方につきましては、これに対応するものとして5種類を集めております。

それから、搬入の方法ですが、風連町は指定袋でごみステーションへの搬入を行っておりますし、名寄市につきましては、指定袋に入れまして各戸の前へごみ出しを行っております。更に、資源物と有害物につきましても指定曜日にリサイクルステーションに風連町は搬入しておりますし、名寄市の方では、プラ容器等のごみにつきましても半透明袋で各戸の前に出しております。それから、風連町では特大ごみにつきましては年2回町が回収しておりますし、名寄市では粗大ごみにつきましては各戸がそれぞれ清掃センターの方に連絡しまして、シールを張ったものを各戸の前に出すと、このような違いがございます。

それから、回収につきましても、炭化ごみにつきましては、夏季は風連町は週2回、それ以外の時期におきましては週1回、名寄市は週2回市街地では回収をしております。埋め立てごみにつきましても、風連町は月1回なのに対しまして名寄市は週1回の回収を行っておりますし、プラごみにつきましても非常に大きな違いがございます。

めくっていただきまして2ページになりますけれども、最終処分場に搬入いたしますごみの手数料でございますが、風連町につきましては100キロまで200円、以降10キロ増すごとに20円の加算を行っておりますし、200キロ以上につきましては50キロごとに500円の加算を行っている、こういう料金体系を持っております。名寄市につきましては、一律10キロにつき80円という料金設定を行っております。

料金例といたしまして2トンのところをご覧くださいますと、風連町では1万8,400円になり、名寄市では1万6,000円になると、こういうことでございます。

それから3ページをお開きいただきたいと思いますが、処理方法、その他ということでございますが、風連町はごみの先進的な取り組みを行っておりますし、紙のリサイクルを既に実施しております。名寄市につきましては現状未実施でございまして、埋め立てで対応しております。

最終処分場の受け入れにつきましては、風連町では月、火、木、金と第4日曜日、名寄市の処分場では月から土曜日に毎週受け入れしております。

それから、その下になります。有料ごみ袋の販売手数料でございますけれども、現在風連町では100分の10、10%プラス消費税という販売手数料を支払っておりますし、名寄市の方では7%の販売手数料を支払っております。

有料ごみ袋の搬出でございますけれども、炭化、埋め立て、こちらは差がございませんけれども、プラごみに関しましては風連町は記名の上で搬出をしていただいておりますし、名寄市の場合は自宅前ということで無記名になっております。

それから、生ごみ処理機の購入補助ということで、風連町の方は4分の1以内、限度額1万5,000円、名寄市につきましては2分の1以内の2万円ということでございます。

堆肥化容器につきましては、風連は平成13年度で905台を普及させまして事業終了としておりますが、名寄市の場合につきましては2分の1以内ということで、2,000円の補助を現在もまだ行っているところでございます。

済みません。今ご説明しました3ページの資料の有料ごみ袋の販売手数料というところの例のところになりまして、40でクエスチョンマークがついておりますけれども、40リットル、名寄も風連も、はてなマークのところを40リットルに、済みません、文字訂正をお願いしたいと思います。申しわけございませんでした。

これを受けまして、今日の幹事会提案でございますけれども、1ページの最初の項目になります。基本的な考え方といたしましては、ごみ処理事務については、リサイクルの推進、減量化など基本的に目指す方向に差異はないものの、搬出・収集方法、処理方法、料金等に差がございました。両市町とも現在の有料化、分別方式になって間がなく、住民周知等の面からして、合併時に統一が求められる料金を除いては当面現行のままとし、合併後一定の期間をかけて統一を図る基本的な考え方です。

調整方針ですが、1、リサイクルごみについては無料とし、埋め立て、炭化ごみについては有料とする基本に立ち、両市町で差異のあるプラ容器ごみの回収については無料とする。現在名寄市では実施されていない紙製容器のリサイクル化についても、ストックヤードの確保、モデル地区の先行実施等を経て本格的に実施する。

また、両市町とも合併後も分別排出を更に強化・徹底し、リサイクル化、減量化に最大限努力していく。

2、最終処分場への搬入は、双方にある処分場の長期使用を可能とするため、風連地区処分場を家庭用ごみ、名寄地区処分場を事業所用ごみの搬入場所と指定する。違いのある料金体系については、家庭用、事業用の区分により新市において調整する。

3、両市町で違いのある有料ごみ袋の販売手数料については、名寄市の例により売上額の7%（プラス消費税）とする。こういう提案でございます。

福光委員長：事務局の方から調整方針を説明していただきましたけれども、何か委員の皆さんから意見や質問があれば、発言ございませんか。

斉藤委員どうぞ。

斉藤委員：それでは、住民生活にとって非常に関連のあるごみなのですが、既に一部事務組合で繰り返し協議もされて進めてきているわけでありましてけれども、それで、料金がど

のようにすなわち違っているのかと。一般論での書き方でございますが、この資料を見てもどれだけのそれぞれ風連と名寄での、最終処分場搬入手数料についての差異は出ておりますが、それらについてももう少し詳しくお知らせをいただきたいと思います。

それからもうひとつは、調整方針の中で、当然の、このごみの取り組みについては当たり前のことをあえてまたここに載せなければならないのかと。すなわち、両市町とも合併後も分別排出を更に強化・徹底し、リサイクル化、減量化に最大限努力をしていくと、こういうふうなことは、今の環境問題も含めてそれぞれの両市町とも繰り返し論議してきていることでありまして、こういうのをあえて入れる根拠は何なのか、お知らせをいただきたいと思います。

福光委員長：事務局。

中西事務局次長：袋の料金、ごみの処理手数料なのですが、先程最終処分場に搬入する分につきましては説明書きがあったのですが、あと個別のごみの袋の収集手数料なのですが、風連町の方で40リッターの方の袋が10円低い料金設定になってございます。風連町では40リッターのごみ袋がほとんど出ないという状況等がございまして、あと残りの部分のごみの袋に対します手数料については差がないというふうに考えております。

それから、ごみの施策に対します、この全文からして、更にごみの分別を推進していくという部分につきましては、風連町がごみ処理の先進地であることに倣いまして、名寄市もこれから先、排出量にしましても、それから紙類のリサイクル化にしても努めていかなければならないということを専門部会の中で一定程度協議が行われましてこの調案の中に載せている次第でございます。

福光委員長：斉藤委員どうぞ。

斉藤委員：料金では、袋をやっているわけではありますが、それは額は40リットル以外は同じと。そうしますと、名寄の色と風連のごみ袋の色、違いがあるはずなのですが、実際にこの今の説明の中では風連の場合名前を書いていると、こういうふうな違いがあるわけでありまして、それなども従来と同じように続けていくと、こういうふうなことなのか。

それと、風連が先進地ということでの説明でありまして、確かに名寄でも紙の問題が非常に話題になっておりまして、何とかこれを収集できないのかと、こういうふうな意見があったわけでありまして、なかなかこれが難しく、埋め立てと、こういうふうに来ておったわけでありまして、今回先進地である風連に見習ってそういうふうなのを対処していきたいという、こういうふうな内容でありますけれども、市民説明のときにもう少しそれらについて、名寄では具体的にどういふふうに変わっていかうとしているのか、これなど

ももう少し詳しくお知らせいただきたいと思います。

それから、処分場搬入手数料が非常に料金差が大きいです。これなどもお話では一定の期間をかけてと、こういうふうなことでございますが、実際どれぐらいの、既に進めておりますから、これらでの料金差額、すなわち何トン風連町でやっているけれども、これだけの料金がかかっている、名寄市ではこれだけの料金がかかっていると、こういうふうなことで、これはあくまでも処分場なものですから、名寄市の場合は新しい処分場、何年か計画でやっておりますので、そのためにこれだけの料金は必要なのだと、こういうふうな内容で来ますが、今度は一緒になりまして、家庭ごみは風連で、事業所は名寄でと、こういうふうになってきますから、どういうふうはこの料金体系も市民にとっては変わるのか、この点などもお知らせをいただきたいと思います。

福光委員長：事務局中西次長どうぞ。

中西事務局次長：1点目のご質問がございました記名式の部分がありましたけれども、現状、幹事会の提案の中にも記載してございますとおり、収集方法につきましては従前の方法を踏襲するということで提案をしております。従いまして、風連町さんは現在のステーション方式を続けていただくということになりますので、その中での決めのあり方というか、どうしても自分の家の前に出していないという状況からして、その部分は続けていかれるということだと思えます。

それから、ごみに対する考え方という部分につきましては、前に新市の将来構想の中にも出ておりましたけれども、実は風連町さんは1人当たりのごみの排出量が名寄市の半分以下というふうに統計上になってございます。それを見習ってこれからごみに対する考え方を、名寄市も先進地である風連町を手本にして少しずつ減量化に努めていくべきだと、こういうような考え方になってございます。

それから、最終処分場の搬入の部分でございますけれども、風連町に搬入される分につきましては家庭ごみということの区分をしたいというふうな考え方に成り立ってございます。名寄市の方の最終処分場の方に搬入されたごみにつきましては、家庭ごみであっても事業所として受け入れるというようなことで、料金の設定を考えているところでございます。

福光委員長：よろしいですか、今の答弁で。

斉藤委員どうぞ。

斉藤委員：ひとつは、1人当たりの、名寄よりも半分だと。そういうふうなこと、それは何ゆえに、どういうふうなところにこういう原因があって、こういうふうにしてやっていこうではないかと、そういうようなひとつの先の展望といいますか、そういうふうのを示して、お互いに努力すればこういうふうな道ができるのだよと、こういうふうな方法が必要

でないかというふうに思うのですけれども、そこら辺もう少し一般論での、徹底し、リサイクル化、減量化に最大限努力をするというのではなくて、それは当たり前のことなものですから、何かもう少し先の見える、ごみの減量化、リサイクル化に当たっての先を示す必要があるのではないかと。

ということは、名寄でも相当リサイクル化の問題ですとかプラスチックの問題に対しても努力してやってきているわけでありますから、そういう面で、それ以上に風連町ではこういうふうに理念があったのだと。是非それは名寄市でも見習ってやっていく必要があるわけでありますから、そういうふうな点を、一緒になることによってこういうふうに展望が開けるということを是非、指し示す必要があると思うのですけれども、それらについてもひとつ具体的に、こういうふうな点でこうであると、だからこういうふうなことも考えているのだというのであれば出していただきたいと思います。

それから、処分場搬入の問題なのですが、そうしますと、名寄の人が風連に持っていけば安い値段でいいのだよと。或いはまた、従来どおり名寄へ持っていけばこの料金体系だと。ここら辺は、市民にしてみれば、名寄の住民にしてみればいろいろ意見の出るところなのですけれども、それで私は聞きたい、答弁がなかったのですが、どれぐらいの料金によって、それぞれのまちのこれに対する負担割合、すなわち、風連町に住む人は従来と同じように一定の価格で、名寄よりは安い価格だというふうに思います。2トンも出すなんといったら先ずこれは事業所ごみでないとおおむねないと思いますから、そこら辺はどういうふうに説明されるか、もう一度お願いします。

福光委員長：今幹事長。

今幹事長：ごみの関係で具体的な方法論を指し示すべきでないかと、こういうことでありますけれども、それは是非これからの議論とさせていただきます。

大きく違う点は紙製容器の扱いであります。紙の扱いが非常に大きく違っておりまして、名寄市は有料化がスタートしたときに、先程説明があったとおり、紙もいろんな紙があるものですから、これは手分別しなければならないということで、炭化或いはリサイクルというものについてはやめて埋め立てにしました。

その後いろんな議論がありまして、記載のとおり、紙製容器のリサイクル化についても今後実施していくと。挙げてこのところが大きな要因というふうに考えますので、少なくとも紙マークのついている紙製容器、このところについてはきちっとリサイクルしていこうではないかという意味も込められておりまして、斉藤委員おっしゃるように、今具体的にこうこうしたら何トンぐらい減るよということで、風連さんと名寄市の1人当たりのごみ排出量の差をどれだけ埋めるのだというところまでの計算までは至っておりませんので、これから具体的に新しい市の中でそれはこの大きな方針に基づいてやっていこうではないかというようなことになっております。

それから、ごみ処分場の搬入の関係でありますけれども、確かに矛盾があるように感じますが、実態からぼってまいりました。現在ほぼ同じような回収をやっておりますが、違いますのは事業系のごみでございます。名寄市の場合は事業系のごみといたしまして、市内の商店、事務所、事業所、飲食店も含めましてすべて事業系のごみということで、この回収は一切行政はやっておりません。従って、自分たちの努力でやりなさいと、こういうふうになっております。

風連さんの場合は、事業所、商店であっても、ごみ袋に入る範囲内であれば家庭用のごみとして扱っていると、こういうような違いが実はございまして、それを一気に今行っている事業系のごみは事業所の責任でやりなさいということに持っていけるかどうか、この辺ができないものですから、ひとつには、風連町さんにあるごみ処分場、名寄市にあるごみ処分場の延命をどう図っていくかと。お互いに事業系のごみも、或いは家庭系のごみも持ち込み分、ここに入れたらこれはお互いに膨らんでいくということで、一方ではリサイクルをしながら役割分担をしていこうということに相なりまして、風連さんのごみ処分場につきましては家庭用のごみというふうに位置づけさせていただくと。

統計からいきまして、細かな数字を示さなくて恐縮ですけれども、名寄市の住民が家庭用のごみだということで名寄の最終処分場に持ち込む量というのは極めて少ないわけでありまして、そういう意味からいきますと、風連町さんのごみ処分場を家庭用のごみとして、従来風連町さんがやっておられるごみ回収の方法によって実施しましょうと、こういうふうに規定づけさせていただきました。名寄市の方は事業系のごみを受け入れますということです。

しかし、どうしても間に合わないから今すぐ名寄の処分場に名寄の家庭用のごみを投げたいという場合は、これは事業所用というふうに受けとめさせていただきますと、こういう割り切りをさせていただきます。少し割り切り過ぎるのではないかとということですが、制度としてはそういうふうに作らせていただくというふうに考えております。

尚、事業系のごみはどんな小さなごみであってもすべて事業所が責任を持って回収をしてやるのですよということは、統一的にできるまで少し時間がかかるなということでございますが、この辺は新市で協議をしていきたいというふうに思っているところでございます。

以上です。

福光委員長：野本委員。

野本委員：3点ほど質問をさせていただきますけれども、先ず1点目は、合併時に統一が求められる料金とは一体どこの何を指しているのか、先ず1点目。

それと2点目につきましては、今、今幹事長からお話のとおり、紙類の容器の炭化処理のうちの紙類の問題なのですが、これも我が町におきまして一般の家庭の方々から、うちの場合は紙類についてはリサイクルですから、汚れたものについては6リッター、12リッターの炭化で出すと。汚れていないものはリサイクルセンターへ持っていきますが。ところ

が名寄は紙類は40リッターの袋を使って出しています、現状は。だからここが。そして、料金1袋80円のは、これはリッター数は12リッターの80ですけれども、うちは紙はリサイクルに出すけれども、汚れたものについては炭化に入ると。どうしても一般のお母さん方にすれば、ここの容器の大きさの誤差の問題がよく話題に出るわけなのですが、これも幹事会のまとめの中で行く行くはということですから、これは一遍にということにならぬと思いますけれども、その辺の協議は、殊40リッターの紙類の処理と、風連の場合は12リッターの汚れた例えば鼻紙とかそういうものは12リッターの80円袋に入りますから。名寄の場合はきれいなものも汚れたものも紙類の40リッターで80円処理になります。この辺の議論は幹事会でどのようになされたか。

それから、今、斉藤委員もご指摘のように、最終処分場の問題ですけれども、1トン2トンになりますとそんなに金額に差がないようですけれども、問題は100キロ以内、100キロ前後の処理に、これはそれぞれ名寄市におかれも我が風連町においても多大な施設投資をした施設ですから、1年でも延命策を講ずるように、これは担当課としても当然徹底した分別をしなければ延命策は図れませんので、従ってこういうふうに、片や200円、片や800円という4倍の差が出てまいりますから、これとても当面の間は現行どおりの体制もやむを得ないかなと思いますが、特に最終処分場の家庭用の埋め立てごみなんというのは、これは日常茶飯事起こり得る事案ですので、これらについてはできる限り早い年次で何らかのひとつ妥当な金額を算出すべきではないか。その辺のこの3点についてお尋ねをいたします。

福光委員長：今幹事長。

今幹事長：今ですけれども、料金で統一しなければならないというのは袋の問題であります。それともうひとつは、方針にありますとおり、プラ容器込みの回収であります。プラスチック容器につきましては、これは大きな差がございます、風連町の場合は有料でプラスチック容器はやっている。名寄市の場合は資源ごみはすべて無料で行うと。従って、リサイクルの方にゴミを出していただくということを措置しておりまして、これは協議の結果、割り切って、ここに記載のとおり、リサイクルゴミについては無料としてリサイクルの方に回すということにしようということですから、ここのところは風連町さんの負担を少なくさせていただくということでありますのでご理解をいただきたい。

それから、先程言いましたように、40リッターの100円の違い、これは実態を聞きますと40リッターはほとんど出ないということでもありますから、ここのところは名寄市の価格に合わせていただいても結構と、こういうようなことでもありますのでご理解をいただきたいと思います。

また、紙類であります。ご指摘のとおりなのでありますけれども、紙類を今度はリサイクル化するということで名寄市が取り組む場合、袋の使い方も変わってくるのだというふうに思っておりますので、風連さんといきなり同じように12リッターを使うということになる

かどうかというのはこれから推移を見なければなりませんけれども、いずれにしても、紙製のリサイクルを進めるといふところに力を入れていただいて、更にその結果袋のありようについてどうなるのかということについては、その次の課題といふふうになっていくのだろうといふふうには押さえております。

それから、処分場の関係は先程申し上げましたとおりなのでありまして、そもそも収集形態が違うといふところから端を発しておりますので、この料金設定もそのようになっております。名寄市の場合は10キロ80円といふのはそのままずっと延長しておりまして、風連町さんの場合は刻みを入れて、中間を少し抑えながら進めているということでありまして、ほぼ1,000キロ、1トン以上は余りないだろうという想定で設定をしているといふようなことです。

それは、先程言いましたように、持ち込みの場合は余り少ないということもあってこういう設定にしたのかなといふように思っております。この辺は、これから事業系のごみの回収のありようについて再度見直していく必要があるといふふうに思っているところでありまして、まずは、すぐはできませんけれども、事業系のごみの回収をどのように性格づけてやるか、ここのところはこれからの課題といふふうにご理解をいただければ幸いですといふふうに思います。

以上です。

福光委員長：他に発言ございませんか。  
佐藤委員どうぞ。

佐藤委員：佐藤です。

今ごみの問題なのですが、先程来、風連町が先進地であるといふふうに言っていたいてありまして、面映ゆい思いで聞いているわけですが、どこまで調整方針に書き込むかといふような問題提起もあったわけですが、ごみといふのは、単なるごみ問題というよりも、まさに住民自治の根幹をなすといふか、自分の問題は自分で処理するというのが根本かなといふふうに思います。しかし、今現状は行政が最終の処分をしているということですので、先ず出ていましたリサイクル或いはリユースといふのを徹底していくといふのは、当然ながら風連においてもまだまだ、15分別をやっておりながらもまだまだそれでいいということにはならないといふふうに私は思っております。

特に紙製については、名寄市が今これから取り組むということなのですが、早急に取り組む必要があります。といふのは、結局名寄市に40リットルの袋があるといふことは、紙類が紙製容器も含めて回収されていないということに起因をしているわけですから。風連町においては大きな袋はほとんど必要としないと。結果、先程、名寄市と風連町に1人当たりの排出量が、風連が0.2トンですか、名寄市が0.4トンということで倍の差があるといふのは、そのひとつにこの紙の処理の問題にかかってきた数字かなといふふうに思います。

それから、最終処分場についても、風連は15億15年間ということで見えております。これは1年間7,500万の焼却になりますので、1年間延長するごとに更にそれが安くなっていくという、行政コストが安くなっていくということにもなりますので、紙をそのまま埋めていくということは最終処分場の延命を著しく短くしてしまうということにもなりますので、これについては大きな行政コストにかかわる部分でありますので、早急にそんなことも含めて、紙の問題についてはここに書いてあるとおりな形で対応していくべきだというふうに思います。

それから、調整の方針についても、ここにあるとおり、強化・徹底し減量化に努めると。この間の報道も、ある自治体においては埋め立てはゼロというところも出てきております。それほどリサイクル、リユースを徹底していると。それから、隣の土別市においても非常に細かな分別を行っているということでございますので、土別市に追いつけ追い越せの精神で、ごみ問題については住民活動、それから住民自治の根幹であるという認識を持ちながら更に強化をしていくべきだというふうに私は思っております。

福光委員長：他に発言ございませんか。

高橋委員。

高橋委員：高橋です。

今、佐藤さんがおっしゃられたとおりだと私も思います。風連さんの分別がしっかりされているということ、親戚もおりますのでそこら辺の情報は得ておりました。それで、ここには書かれておられないのですが、名寄は、私の記憶では祭日収集日になった場合も持っていただいているのです。それで、風連さんはどういうふうになっているのかなということがひとつと、それから、また戻りますけれども、紙の例えばお菓子の箱だとかティッシュの箱だとか、私たちもちょっと前からちょっと疑問には名寄市民でありながら持っていました。なぜこういうものがリサイクルの方法にならぬ、段ボールとかそういうのはなっているのですけれども、ならないのかなという疑問は持っていました。

それで、合併を機にして尚一層収集というリサイクルの方に回していただけるということで、とても我々母というか奥様たちはリサイクルにまた力を入れないと、あと地域だとかそういう人たちにも働きかけて尚一層の分別強化をしていただければいいかなという感じがします。

それと、この間コンビニに立ち寄ったときに、コンビニのごみを入れるボックス、近々取り払いますという紙が張ってあったのです。それで、店員さんにお聞きしたら、とにかく何でもかんでもそこに入れるというのです。私も実際見ていますけれども、赤ちゃんのおむつだとかそういうのもぼんぼん、家庭用のごみもどつとそのまま置いておく。本当に手を焼いているというのです。だから、やっぱり住民意識、名寄、風連さんの人ばかりではないのです、正直言ってコンビニ立ち寄るのは。でも、ご縁があって風連さんとのこういうお話

し合いがあったのですから、せめて私たち名寄市民も一生懸命リサイクルにかかわっていき  
たいなと思っています。

よろしくどうぞ。

福光委員長：高橋委員の収集日の問題ですけれども、今、原課から資料を取り寄せて説  
明をさせていただくということでお許しをいただきたいと思います。

他に発言ございませんか。

今、リサイクルごみの調整方針の文言について斉藤委員と佐藤委員との発言が若干違うの  
ですが、調整方針の中でのリサイクルごみの最後の、下から2行目の「また」から、徹底し  
たリサイクル、それから減量化に最大限努力するという文言、どう調整方針とするのか、そ  
れも議論をしていただきたいと思いますが、斉藤委員の発言ではこれは当たり前なことでは  
ないかということですし、佐藤委員は、それはもっと強化していかなければならないからそれ  
は入れて当然というような発言であったと思うのですけれども、そのあたりは如何でござい  
ますか。

福光委員長：では、最大限努力していくという決意を調整方針の中に入れるということ  
で、それでは皆さん納得、よろしゅうございますか。

福光委員長：わかりました。

それと、資料がまだ来ませんので……。来ましたか。

久保参事どうぞ。

久保事務局参事：事務局の久保です。

風連町の収集日が祭日に当たった場合の取扱いについて高橋委員からお尋ねがありまし  
た。風連町も祭日に当たった場合は収集をしているという担当課からの回答でございました  
ので、その旨ご理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

福光委員長：よろしいですか、高橋委員。

高橋委員：はい。

福光委員長：ごみ処理の関係についての調整方針ですけれども、幹事会から提案をされ  
ております調整方針、先程文言の部分も若干ありましたけれども、そのことについてはこの  
ままでもいいのではないかという話がありました。

いずれにしても、合併時に統一が求められる料金を除いては当面現行のままとして、合併

後一定の期間をかけて統一をするという基本的な考え方、そして、1、2、3と、こうあります。3番目の有料ごみ袋の販売手数料については、風連町さんは10%支払っていたものを7%に減額をさせてもらうということです。こうした調整方針でよろしいかどうか。もし異議がなければこのように決定をさせていただきたいと思いますが、よろしゅうございますか。

(「異議なし」との声あり)

福光委員長：それでは、そのように決定をさせていただきました。  
次に、集会施設の取扱いでございます。事務局の方から説明をいただきます。

中西事務局次長：集会施設(地域会館を含む)ということでございまして、資料の2をお開きいただきたいと思います。

ここでは、行政が維持管理を行っている施設等々がございまして、風連町には9つの施設が、管理人委託によりまして施設管理を行っております。一方、名寄市の方につきましては3施設がございまして、町内会への委託を行っているところでございます。尚、風連の日進地区のレクリエーションセンターにつきましてはNPO法人の方に委託をしております。

料金体系につきましても違いがございまして、風連につきましても部屋面積平米当たり1.5円と。冬期間につきましても2.4円ということで行っておりますが、名寄市のこれらの施設につきましては、ご覧のように定額料金を採用させていただいております。

それから、風連町の方では施設利用料金ということで1日券100円、それから個人購入年間券、それから団体購入の年間券、町外在住者に対します年間券、それぞれこういう設定がございまして。

めくっていただきまして、2ページになりますけれども、地域会館といたしまして風連町には現在48戸ございまして、管理方法は自主管理となっております。これは、各行政区でやっているもの、それから行政班という組織でやっているものがございまして。名寄市の方にも町内会館等がございまして、会館数につきましては52戸、管理方法につきましては、基本的に各町内会に管理をお願いしているところでございます。

それらに対します新築、改築の補助という制度を設けてございまして、風連町は工事費の25%以内で、行政区につきましては200万円を限度としております。それから、行政班につきましても100万円を限度。名寄市につきましては新築、改築、補修の補助というのをしております、工事費の2分の1以内、これで新增築につきましても1,000万円を限度に、建物購入につきましても250万円を限度と。建物補修につきましても200万円を限度、ということで制度を持ってございます。

それで、調整方針でございますけれども、幹事会提案の2ページになりますが、一番上になります。集会施設(地域会館を含む)の取扱いということでございまして。読み上げますが、現在、両市町の行政が維持管理を行っている集会施設の維持管理については地域組織へ委託、

名寄市の場合ですね、風連町では管理人及び一部NPO法人委託等と差があるため次により調整すると。

調整方針といたしまして、1、行政が維持管理を行っている施設については地域による自主管理を基本としながら、風連町の施設については地域組織と協議を進めながら、協議が調った施設から地域組織への維持管理委託を行っていく。

2、地域会館等の新築、改築、補修等に関する補助金交付の基準については、地域の実情を勘案し、合併時に新市の基準を統一する。このような幹事会提案でございます。

事務局説明は以上でございます。

福光委員長：集会施設、コミュニティーセンターだとかそうした地域会館の取扱いですけれども、これはひとつには自治組織のところ、一定程度特例区が管理する施設ということに風連町の場合は上がっております。そうしたことも意識しながら私どもの委員会としてはこうした調整方針を幹事会としては提案をさせていただいたということになるかと思っております。

各委員の皆さんからご質問やご意見があればお受けいたしますけれども、ございませんか。齊藤委員どうぞ。

齊藤委員：それぞれ名寄では町内会委託しているわけですが、風連の場合は管理人と、こういうふうなことでありますが、名寄、風連ともそれぞれの主立ったといえますか、行政からの補助金、どの程度というふうに分けられているのか、それらの差異はどの程度というふうになるのか。また、使用料金なども非常に風連の場合細かく出ておりますが、名寄の例えば多目的ホールというふうな、こういう比較をして料金の相違はどの程度というふうに分けておられるのか、その点などについてお知らせいただきたいと思っております。

福光委員長：事務局。どうぞ、幹事長。

今幹事長：細部については担当の専門部会の中での議論となっておりますけれども、違いを認めた上でこのような調整でいきたいということでありまして、今のぐらいの差があって年間どのくらいになっているのかと。そしてまた委託料などはどうだということについては資料を持ち合わせてございまして、申しわけありませんけれども、方針については協議をいただければ幸いですというふうに思っています。

福光委員長：齊藤委員。

齊藤委員：先程委員長言ったように、自治区の関係でというふうになっておりますからこれ以上言いませんけれども、ということは、これからの保育料などにも関わらせて関連が

あるのですけれども、結局管理人を委託するというふうにしますと月当たり大体、普通の町内会で管理するよりは一定経費はかかるのではないのかという気がするわけです。というようにいろんなそういう差異が出てくるわけなのです。

そのときに、従来どおりでいいのだというふうにだけはいかなくなるのではないかと。合併する以上は、それぞれが行政改革を進めたり一定今までの経費よりはかかる場合があったり、そういうふうなことというのはかなり出てくるわけです。それが、ずっと見ておりますと、この後に出てくる保育料もそうなのですけれども、すべて新市において協議をしていくと。そうなったときに名寄市の場合では疑問が率直に出てくる場合があるわけです。

そういうときに、我々としても、合併する以上はお互いに協力、共同し合ったまちづくりをしていくのだと。こういうふうなときに、そういう場合はどういうそういう差があるのだというのがやっぱり疑問として出てくる場合があるわけですが、そういうときに、専門部会では一定詰めているけれども、今こういうふうな場ではというふうな幹事長の説明で、わからぬわけではないのですけれども、そういうような相違、差異、特に、風連町が自立をしてやっていく上での財政計画を出されているわけなのですけれども、その中には相当の負担の、住民負担がどうしても必要なのだと、こういうふうな提起をされているわけです。それが、合併することによってほぼ従来のあれが確保されるのだと、こういうふうになっていくというふうにしてこうされているのか。

そうではなくて、それよりも、単独よりもひどくはないけれども、一定の負担はあるけれども、単独みたいにひどくはないのだと、こういうふうなことなのか。例えば、私が前に軽自動車税の問題でも、名寄が1.2倍取っていますか、あえてそれを風連並みにしたらどうなのだと、こういうふうなことを言ったときに、それは何年単位で見たらとかいうふうに出てくるように、やっぱりどこかで調整を図っていかなければならないのではないのかと。

あえて私ここのところでこれからの関係もあるから言わせていただきますけれども、そういう疑問というやつが実は名寄市民の中にもあって、本当に名寄市民にとって、合併することによってどういうふうなまちづくりにとって、特に、行政区では会館を今建てたのですが、この補修、整備をする上で、今提起されているような額なのですけれども、これを風連町と調整をして減らしていくとかとなった場合には、これはうちの町連としては認められないよという意見がどうしてもあるものですから、そういうような点も含めて私のそういう疑問に答えてもらえませんか。

福光委員長：幹事長。

今幹事長：今ここに上がっておりますことに限って言いますと、各地域にあるコミュニティセンターなり会館ということで、必要最低限の管理をしているというふうな受けとめております。従いまして、不特定多数の方がここのところを利用している実態があるかという決してそうでなく、地域の皆さんが地域のコミュニティのために利用していると。そこで

やや自主管理に近いぐらいの管理になっているというふうに思っております、従って、多少差異はありますけれども、そのことを踏まえてのお互いの料金設定だなというふうに押さえているところであります。

このことを調整方針の中で、管理のあり方についてはできるだけ地域と協議を進めながら、協議が調った段階から地域組織の委託管理を行っていくと、こういうようなことにしていきたいなというふうに思っているところであります、実態から、地域の方が地域のために使っているということを踏まえて、決してぜいたくな管理といいますか、語弊ありますけれども、そういうことはやっていないなというふうに思っていることを前提にしているということをして是非理解いただきたいと思えます。

それから、資料の方にあります会館の新築、改築の補助であります。これはかなり大きく違っております、工事費の20%以内と50%以内、新築の場合は1,000万と200万というふうに違っておりますので、このところはこれから協議をさせていただくことになってまいります。

1,000万がいいのか200万がいいのか。多いにこしたことはないということは何れでもわかるところでありますけれども、このところをひとつ、それでは新しい市になって、全体のバランスからいってどうなのかという議論も含めてこれはやっていかなければならぬ課題だなというふうに思っておりますから、必ずしもこれは片方に合わずということにならなくて、新しく議論をしていくというふうに思っているところでございます。

以上です。

福光委員長：斉藤委員どうぞ。

斉藤委員：前回の方は私の意見ということで。

後段のやつについては、これはそれぞれの町内で長くかかっている要請もしたりしながらこういうひとつの到達点があって、それぞれの町内会でも新しくしたり、或いはまた補修なども進めていくということになっておりますので、新市になった場合には、名寄市のこういうやつについてはひとつ現状を進めていくというふうにしていただきたいということは、これは町連やなんかでも論議の経過がありますので、私の方からその点だけは申し上げておきたいと思えます。

福光委員長：他に発言ございませんか。

集会施設の管理については自治組織の方でも議論をいただくこととさせていただきますから。ただ、新築、改築、補修などの補助金の交付の基準については若干我々のところで議論しなければならないところなのかと思えますけれども、今幹事長が説明をしたとおり、合併してからそれぞれのいわゆる組織、町連も含めてですけれども、そこを十分勘案して統一をするのだという提案ですけれども、方針ですけれども、それによろしゅうございますか。

(「異議なし」との声あり)

福光委員長：新市においてまた議論をしていただければというふうに思います。

それでは、集会施設の取扱いについては、1の管理の問題については自主管理を基本とすると。そして地域組織への維持管理委託を行っていくということでございます。また、2番目の補助金交付の基準については合併時に新市の基準を統一するというふうに2点にまとめて決定をさせていただいてよろしゅうございますか。

(「異議なし」との声あり)

福光委員長：それでは、そのように決定させていただきました。

それでは、次の行政区・町内会組織の取扱い、これも自治組織の委員会の議題だというふうに思いますけれども、一応私たちの方でもこの問題が上がっておりますので、一定程度事務局の方から説明をいただいて、さらりと理解をしていただければというふうに思っておりますので、事務局の方よろしくをお願いします。

中西事務局次長：行政区・町内会組織の取扱いということで、同じ資料の3ページをお開きいただきたいと思います。

風連町では現在行政区制度によって行われておりまして、風連町の行政区設置規則によって設定された組織でございます。一方、名寄市の方は町内会制度を取り入れておりまして、特に自治活動組織により発生した任意組織となっております。行政委員制度につきましては平成13年度に廃止をされております。

風連町の行政区数ですが、17行政区、84行政班となっております。その下に現状と、それから問題点等々を記載してございます。名寄市の町内会につきましては、68町内会1連絡区となっております。同じように現状と、それからこれからの動向等についても一応記載をさせていただきました。

交付金でございますけれども、風連町は班単位で計算をしておりまして、均等割につきましては3,730円となっております。戸数割は3区分ございまして、市街地につきましては320円、その他530円、市街地の農業行政班につきましては320円の単価となっております。

それから、均等割につきましては距離に応じまして1,600円から3,880円までの区分がありまして、加算をします。名寄市の方につきましては町内会自治活動交付金ということございまして、均等割につきましては1町内会当たり2万円と。連絡区につきましては、ゼロが1個多くて訂正してください。申しわけございません。1万円と。世帯割につきましては、所属世帯数掛ける1戸当たり780円という単価を使っております。

めくっていただきまして4ページになりますけれども、行政区の区長の定義でございますけれども、規則で定めておりますので、区長は住民の推薦により町長が委嘱をしております。

非常勤の特別職になってございます。任期は1年で、再任は可ということになってございます。

報酬につきましては、町から月額1万2,100円と、毎年世帯数を基礎とした額で4地区につきましては1戸当たり390円、その他の行政区につきましては510円となっております。

目的として、区長の所掌事務は、行政区を統括し、町行政相互連絡を行い地域住民の共同福祉の増進を図るとなっております。

会議につきましては、行政区長会議があって、町長が召集をしております。

風連町の方で行政区長会というものがございまして、総会は年1回、1月に行っております。名寄市の方につきましては、名寄市町内会連合会という組織がございまして、同じく年1回の総会を行っているところでございます。

これを受けまして、幹事会提案でございますけれども、2ページの真ん中になります。行政区・町内会組織の取扱いということで、読み上げますが、現在、風連町では行政区制度、名寄市では町内会制度が取り入れられており、それぞれ特色ある活動を展開している。それぞれの制度を生かしながら今後も地域自治活動を推進していくことを基本に、次により調整する。

調整方針ですが、特例区設置期間の5年間は現行の制度を存続し、その間に将来の形態について十分協議を重ねていく。また、両市町とも構成戸数等の問題で再編を必要としているため、それぞれの組織で効率的な活動が展開できるよう努力していく。こういう提案でございます。

事務局からは以上でございます。

福光委員長：事務局の方から説明があって、幹事会提案をいただきましたけれども、これは自治組織検討小委員会の方の議題でもございますが、私どもの小委員会としてはこういったような調整方針では如何かということでございますが、この際ですから質問、ご意見があれば受けたいと思っておりますけれども、ございませんか。

(「なし」との声あり)

福光委員長：なければ、この調整方針どおり、5年間の特例区設置期間、これを現行の制度を存続して、その間に住民協議を重ねていくということでございます。その調整方針でご異議ございませんか。決定させていただいてよろしゅうございますね。

(「異議なし」との声あり)

福光委員長：それでは、行政区・町内会組織の取扱いについてはこのように決定させていただきました。

それでは次に、継続されておりました地方税の取扱い、7月29日に提案しておりますの

で、資料もそのあたりのところの資料だというふうに思いますが、資料を出していただいて。ございましたか。よろしゅうございますか。

それでは改めて、7月29日に提案がありました協議第2号でありました協定項目Bの6の地方税の取扱いについて、7月29日に提案をいただいて説明をいただきましたけれども、持ち越しとなっております。この課題について、都市計画税につきましては平成22年度まで現行のとおりに行くということで決定をいただきましたけれども、法人町民税、特に、法人税割でなく均等割の違いがありました。或いは軽自動車税の課税のあり方、これの2本がまだ決定をしておりませんので、改めて説明は必要がないと思うのですけれども、この間十分皆様方それぞれ議論をされてこられてきたと思いますが、改めて皆様方の意見を出していただいて協議をしてまいりたいと思いますので、よろしくお願ひいたしたいと思います。

先ず初めに、法人町民税でございます。このことについて発言ございませんか。

高見委員：合わせて、一括でしたらどうですか。

福光委員長：ひっくるめますか。法人税、軽自動車税、合わせてよろしゅうございますか。

福光委員長：この法人税の問題ですけれども、均等割の関係ですが、低い方に合わせると1,600万の減収、それから高い方に合わせると130万の増収と、こういう説明を前回提案いただいたときにいただいておりましたが、このことについて、こうした方がいいというお考えがあれば示していただきたいというふうに思いますけれども。

中館委員どうぞ。

中館委員：前回のときにも発言をさせていただきましたけれども、合併効果を最大限にいい方向に持っていくとなれば、低い方に是非統一をしてほしいと。例えば風連が名寄市に合わせた場合、どこは別にして、高くなるとなかなか風連のこの合併問題に対しての合意が得れないと、そんなふうに感じますので、是非安い方に統一をしていただきたい、こんなふうに私は考えています。

福光委員長：均等割の部分を風連町の現行の税額に合わすという意見でございますが、他に発言ございませんか。

高見委員どうぞ。

高見委員：名寄の高見ですけれども、中館委員さんのお話はよく理解をしているつもりでありますけれども、私は率直に言って軽自動車の関係については、風連町さんもいわば人口比よりも農家戸数の関係なんかを含めてかなり軽自動車の影響度というのは強くあるの

でないのかというふうに思うところでありまして、そういう面では、基本的には、これまでも議論がありましたけれども、軽自動車率が率直に言って1.2倍の制限税率を使っているというのは市町村の中でも極めて少ない状況であるというふうに思うわけです。ですから、そういう面では軽自動車についてはお話があったように引き上げるといふことには風連町さんとしてもなかなかないだろうということについて理解は個人的にはいたすわけでありまして、そういう面では、合併をしたときに一回標準税率にしていくという感覚を持つ必要があるのではないかと。

そういう意味では、軽自動車については住民の皆さん方にも非常にかかわりが深い部分でありますから、風連町さんの例に倣って標準税率にしていくということでは如何かなと。よろしいのではないかなというふうに思うのですけれども、ただ、法人市民税の関係の均等割については、以前にもいろいろ説明がありましたけれども、これについては、ある面法人の方に大変あれなのですけれども、営業所なり出張所の関係は1市町村になったときには課税対象として統合する部分が出てくるというふうに思いますから。

ですから、そういう意味では、法人市民税の均等割については私は、これは決して中をとってということではないですけれども、名寄の制限税率の部分、ほかでも極めて多くの市の場合については制限税率を使っているということを含めて、私は法人税の均等割については制限税率の1.2倍の部分の適用させていただくことがどうなのかなというふうに思うところでありまして、軽自動車については中館さんと私は一致した考え方で整理をすることがいいのではないかとこのように思います。

福光委員長：他に。

野本委員どうぞ。

野本委員：この税の関係につきましてはこの節にも考え方を申し上げましたけれども、税、財源の問題もいろいろお話がありましたけれども、自主財源の確保の面からでは事務サイドでは当然そういった論法があつてしかるべきだとは思いますが、税負担の公平さ、それから税負担を上げるといふことは、合併議論の初心にまた戻るといふことで、鋭い市民の反応も含めて、今、高見委員からもお話がありましたように、私も税負担については、両市町とも行政改革に取り組みながら住民の税負担の軽減を図るといふ方向性を持ちながら、少なくとも軽自動車税等についても標準税率でいくべきだといふふうに考えます。

それから、1点幹事会の方にお尋ねをいたしますけれども、固定資産税の関係ですが、両市町とも標準税率の1.4ということなのですが、従来土地評価の関係で、不動産鑑定士による土地平米単価のカウントの仕方で、確かうちと名寄とでは評価が違ふと思うのですが、これら、住宅についてはあれではないですけれども、平米当たり単価ですね、評価単価、これなんかは現状どうなっているか。それから、幹事会でこれらの今後新市移行に伴っての不動産鑑定士による評価を、農地、非農地も含めてどういった現状認識をされているか、お尋ね

をいたします。

福光委員長：今幹事長。

今幹事長：固定資産税の評価につきましては、お互い不動産鑑定士を入れて一定のルールのもとでやっているということでありますから、その土地土地に合った評価をしていただいているということで承知をしております。ただ、どのくらいの評価差があるのだと。農地での評価差、それから市街地での評価差、郊外での評価差、路線価との関係、これらについてどのくらいの差があるのだということについては今押さえておりませんが、評価をするルールは統一でやっているということでありまして、土地によって差があるのは当然だというふうに思っております。

それから、税のことでご議論ございまして、私は前回も、税が違うのは軽自動車税と法人市民税のところでありますから、料金や負担金とセットでご議論いただけないかというような問題提起をして、野本委員からは、税と負担金とは性格が別だと。従って、その辺については一緒にならないというような話がございましたけれども、住民負担、負担と受益という観点からいきますと私は強ちそうでもないなというふうに感じているところでありまして、是非そういったことも考慮に入れながら、税は、今から増税になるからということではなくて、使用料、負担金も一方では軽減されるものがあるかもしれない。或いは一方では、制度を受け入れることによって納税の効果がもっと上がるかもしれないというところがあります。

特に、この間の議論の中では、商業政策、商工業施策では、これは新しい市で改めて条例をつくらなければなりませんけれども、少なくとも今名寄市と風連町との商業施策の条例のあり方を比べてみたら大分違いがあると。名寄市が今持っている条例をそっくりそのまま新市には移行できませんけれども、少なくとも今のベースにしていかなければならないと思いますので、それを一定程度風連町にも適用させていくとすれば財源の確保というのは必要だというふうに思っております、そういう意味では、きちんと安定した財源を確立するということは非常に大切だなというふうに思っておりますので、判断としましては、税単品で見るとということになると、確かに増税になるぞという響きも含めてありますけれども、全体の制度と、或いはほかの負担金、使用料、こういったものと比べて、一方では負担が少し上がるけれども、一方ではそれ以上に低くなるだとか、厳密な比較はできませんけれども、ある意味ではそういった議論というのは必要かなというふうに思っておりますけれども、その辺についてはご議論をいただきたいな、ご意見をいただきたいなというふうに思っているところであります。

福光委員長：野本委員どうぞ。

野本委員：言葉を返すわけではありませんけれども、何と申しまして行政の使命というのは住民福祉をキープすることが原点でございますから、今幹事長の言われることもわからぬわけでないですけれども、本町と名寄市とのこういった協議の中での税負担の増については私は反対を申し上げたいと思いますし、それから今、後段の土地の関係で、特に農地の関係、風連も名寄さんも、もちろん違いがありますけれども、生産される自然条件、風土等は全く共通しておりますから、私は今すぐでなくても、そういった評価のあり方も、当然同一的な条件の中でこれから農作物の作付振興を図る面からもこの辺は、今答弁の中では現状を把握しておられないようですけれども、早急に把握をされて、今後どのような調整方向に持っていかれるかもいつかの時点でお示しをいただきたいと思います。

福光委員長：幹事長からの提案といいますかお話の中で、料金、負担金の問題とこの2本の税の問題、それとセットで考えていただければと、議論をしていただければというご意見が、説明がありましたけれども、13回、12回の議論の中でもなかなかそのところは整理はしきれないところでございます。

ただ、今、中館委員からは、安い方に合わすべきでないかというご意見がありまして、高見委員からは、法人税の均等割の関係については軽自動車税と2つ抱き合わせで考えていけば、法人税の均等割の部分では高い方に合わせて130万の増収にしかなりませんけれども、高い方に合わせて、そして軽自動車税は風連の実態に合わせて風連町のいわゆる標準税率に合わすべきではないのかというご意見がございました。それぞれ意見が2本出たわけですけれども、他の委員の考え方もお聞かせをいただきたいと思います。

高見委員どうぞ。

高見委員：私は、法人税の関係、制限税率、名寄が現段階で1億円なのです。風連町さんがその資料では622万円ですか。ですから、名寄市で以前にいただいた16年度当初の資料ですけれども、633の法人数で1億円の課税の実態にあると。こういう部分から見ると、いわばこれを標準税率で風連町さんのご主張のような形でいくと1,600万位の減収になるわけでありまして、法人だから耐えていただけるとかどうとかという決して甘えた気持ちはないわけでありまして、とりわけ内訳を見ても、風連町さんの部分でいえば9号法人が資料で見ると約50近く、49ですから半数以上の部分はそこにあるわけで、ここは1万円実は、5万円のところが6万円になるわけでありまして、そういう面では、私は全体的なバランスも考えたときに、大変増税の感があるわけでありまして、法人市民税の均等割については私は一定の風連町さんにもご理解をいただいて、いわば課税額そのものが極めて大きく影響してくるという。

反面軽自動車のやつは、先程申し上げましたように、風連町さんの部分と、人口比の問題でなくて、これは実際に、多分農家戸数の多さも含めてだと思っておりますけれども、そう大きく変わらないわけです。台数も含めてあるわけでありまして、そういう面では、ここ

を標準税率から1.2倍の制限税率まで持つと住民に直接的な影響が出てくるだろうと。そういう観点に立って考えたときに、軽自動車については私は風連の事例に沿って標準税率とする。法人市民税の均等割については、これも大変申しわけないと言ったらあれですけども、現行の1.2倍の制限税率、名寄のを適用させていただくというようなことが具体的な形になるのかなというふうに思っているところであります。

是非、いろんなことがあると思いますけれども、いわば行政改革がもう避けては通れないわけですけども、投資的経費をどこまで持つかというのは、本当にいわば行政改革だけで生み出す私は範疇にはなかなかないのでないかというようなことも、極めて一般論として申し上げるとそういう感じもいたしますので、一定の厳しい部分も受けとめていただきながら整理をいただくことが如何なものかなというふうに思います。

福光委員長：地方税の取扱いについては、できれば今日合意を見たいというふうに思っております。

それぞれ意見を異にする2つの意見が出ましたけれども、どのように調整させていただいたらよろしいのか。若干幹事会から提案された調整案と今議論している私どもの調整しなければならぬ部分とは違いますけれども、この委員会として今2つの異なった意見をどのように調整したらいいのか、発言を求めたいと思いますけれども。

佐藤委員どうぞ。

佐藤委員：佐藤です。

これはどこかで到達点を見出さないことには動きがとれないということです。今そんな中で高見委員の方から、折衷案と言ったらいいのでしょうか、痛み分けと言ったらよろしいのでしょうか、ひとつの考え方が示されているわけですが、私は心配するのは、このことひとつでこの合併問題が危うくなるという要素を多分に秘めているということなのです。たかだか1万円なのか1万円もなのかという、受けとめ方はいろいろさまざまなのでしょうか、特にこの法人市民税の対象となる方々、その方々にしてみれば合併によってももろもろの影響が出てくる部分だというふうに思っています。競争が激化するとか、そういう中において更に追い討ちをかけるように5万円が6万円にということになると、非常に心配するところでもあります。

しかしながら、冒頭に申し上げましたとおり、どこかで決着をつけなければいけないということで、求められるのは、今、交付税がどんどん削減されている中で、やはり大事なところは、自主財源をしっかりと確保していくというのがひとつの自治体としての使命かなというふうにも思うものですから、すべてが従来のままというのも無理があるというふうに私も理解をします。先程単独シミュレーションの話も出ましたが、その中で大幅な手数料だとか負担についてはアップをしていかざるを得ないという部分があります。

ですから、そこのところを傍らに置きながら大きな判断をしていかなければいけないのか

なというふうに思うのですが、同じ風連で、私、富永さんの関係する部分が多いのかなというふうに思うものですから、是非ご意見を伺いたいというふうに思います。

福光委員長：今、富永委員にというふうな振りがありましたけれども、ちょうど会議が始まって1時間半たちましたので、ここで10分間ほど休憩をさせていただきます。その間でそれぞれ個別に当たっていただいて意見を調整させていただければというふうに思いますので、10分間休憩をさせていただきます。

(休憩)

福光委員長：再開させていただきますけれども、法人税、それから軽自動車税、この幹事会の提案についてはなかなか意見が一致を見ません。大変委員長としても苦慮をしておりますけれども、いかがこの地方税の関係については計らったらいいのか、どなたかご意見ございませんか。

斉藤委員どうぞ。

斉藤委員：先程から軽自動車税と法人の均等割で論議しているわけではありますが、既にうちの高見委員の方からも発言ありましたように、名寄市にとってみれば、軽自動車税を風連並みにすることによって約500万何がしの税源と。しかし、風連の場合は法人のやつを名寄に合わすと約120万ですか、こういうふうに前に説明があったわけでありまして、そういうふうな面での住民の立場をお互いに考えるわけなのですが、私はあえて、先程もちらっと言っておったのですが、もうひとつの大きな課題である保育料の問題なのです。これも名寄にしてみれば、子どもも民生にかかわっておりまして、特に共働き夫婦からは、名寄は何でこう高いのだと、こういうこともありまして、季節保育所やなんかに街場から預けに行くと、こういうようなこともあって、保育料などについても非常に苦慮しているところなのです。

今、後で出てくるわけなのですが、大変な差がありまして、これだったら多少時間がかかっても風連に預けに行きたいという父母が出てくるぐらいの気、本当に気持ちとして持つのです。

そういうふうな差の中で、合併することによって、私は今まで論議してきたやつを見ますと、風連の特區にかかわって一定は、除雪の無料の問題一定認めていこうとか、これはわずかですよ。或いは住宅の家賃補助の問題ですとか、部分的ではありますけれども、それぞれの対応というので努力してきているわけでありまして、そういう面では住民説得に、そもそも合併の目的が、国の交付税を減らされてそれぞれのまちの財政が大変なのだ。そういうふうな中で新しいまちづくりという大きな錦の御旗があるわけですから、それに照らしてやっぱりお互いにこのところではというふうなのが必要ではないのかと。

特に私なんかは、保育料の問題、これを決めて持って帰ったときに、市民から、そういう

大きな差はどうなのだと。しかもその財源はひとつのところから出ていくのではないのかと、こういうような意見も含めて出てくるのははっきりしているなど苦慮しているところなのですけれども、そういう点では私はこの件については、軽自動車税は聞きますと市の中でもおおむね標準税率が多いと。ただ、法人の均等割については市の場合は1.2をとっているのが多いと、こういうふうなことでありますので、そういう点では、軽自動車税は風連に合わず、法人は名寄に合わすと、こういう点でのひとつの決断をいただきたいなど、こういうふうに思うところです。

福光委員長：今、斉藤委員から、法人税と、それから軽自動車税の抱き合わせで考えていただきたいというご意見がございましたけれども。

高見委員。

高見委員：高見ですけれども、恐れ入ります。

今、斉藤委員からも話がございましたけれども、34市のうち法人税のいわば標準税率と制限税率を使っている数はどの程度の比率になっているか押さえていけば、例えば何市が標準税率だ、何市が制限税率になっているのか、資料としてあれば参考までお知らせをいただきたいと思います。

福光委員長：今資料を持ってまいりますので、ちょっとお待ちください。

今調べましたら答弁いただきますけれども、先程休憩中に風連の委員の方々とお話をさせていただきましたけれども、風連の町の委員の方々からは、なかなかこの場では委員として結論を出し切れないというお考えも、非公式ではありますがありますけれども、出されております。確かに、税を上げるという話を、基本項目等検討小委員会の議題ではあるけれども、それを委員として上げる決定ができるのかどうかという率直なご意見を聞かされました。私も一委員としてそのことが果たしてできるのかどうかという非常に厳しい、つらい選択をせざるを得なくなるのだらうと思うのですけれども、そういう意味では、風連の委員の皆様方から出ている意見というのは、私としては当然の意見であるというふうに思っております。この委員会でどうしてもどちらかに合わせなければならぬと。或いは新たな税の設定を決定をしなければならぬということがどうしてもしなければならぬのか。本来は、ある意味では首長の政策的なところもあるのではないかというふうに思うのです。

そうしたことから見て、幹事会提案ではありますけれども、しっかりと首長がどう考えてどうしたいというふうに判断をしておられるのか。今日の運営小委員会の中でも結論は出していただけませんでしたけれども、もう一度基本項目等検討小委員会でこの地方税の問題については、幹事会を経由して首長のところまで戻すという考え方もひとつ、それから、それぞれの委員がそれぞれのまちで十分に住民の意見や、或いは首長、議会とも相談をして、そして考え方を持ってくるという2つの方法があるかと思えます。そしてここで決めるのだ

ということですがけれども、それと3つの選択肢があると思うのですけれども、如何計らいましょうか。委員長としても大変そのあたりのところでは、風連町の委員の皆さん方の言う発言も理解できるだけに、どの選択をしていいのかちょっと迷っておりますが。

林委員どうぞ。

林委員：今委員長から幾つかの案が示されたのですが、私としてはもうひとつ、合併後若干の期間を置いて統一を図るといような方法の道が選択肢できないのかなという感じもするのです。もちろん歳入の問題、いろいろな問題もあるのでしょうかけれども、うちの町としては今やはりそのような形で。一般に言われておるのは、名寄の方には申しわけないのでけれども、名寄は税金が高いと。これはもうどなたに聞いてもそういう評価をされるのです。その中で、そういう道の選択肢というのがないのかなという私個人的な感覚でございます。

福光委員長：1市で税の2方法がとれるのかどうか、そのあたり幹事長の方から答弁をさせていただきますが。

今幹事長：幹事会提案といたしましては、合併特例法による不均一課税、つまりばらばらに両方が違う課税をすることは5年間認められていますので、その間で調整しましょうという意味でございます。従って、今、林委員さんがおっしゃった方向で提案をさせていただいております。当面、しばらく、4年間は現行のままです、幹事会提案は、軽自動車税も、それから法人市民税均等割も。

福光委員長：軽自動車税だけなのです。

今幹事長：失礼しました。

そういう段階的にやっていくことについては5年間認められておりますから、それは手法としては可能でございますので、幹事会提案の中をよく吟味していただきまして、ではそういう方法もあるのであればそうだとということがひとつ。

済みません、もうひとつですけれども、上げることをここで結論を出しづらいということは確かにあると思います。あると思いますけれども、ある意味では公平な立場で議論をするというのがこの場にありますから、確かに風連の委員さんは風連の立場、名寄の委員さんは名寄の立場ということで発言なさるのは結構でありますけれども、最後の判断は公平な立場でしていただくということの方がいい。そうすると税に限らず使用料、手数料も、私さつき少し大きく言いましたけれども、先程決めていただいたプラスチックの収集手数料が100万ぐらいになりますでしょうか。そのことだって下げる方になります。

それから、今まで議論してきたことだってそれはたくさんある。国保の検診料の問題だと

か診療、検診の問題とかは名寄に上げると今度は風連としてはサービスがよくなるということもあります。それから、農業振興条例、商業振興条例それぞれ名寄の方がメニューが多いということで、それを合わせていくとなると、これは今度は風連の方々が受益が多くなるという現実があるわけですから、それをひとつひとつ、下げ上げをここで判断できないということではなくて、それをひっくるめて判断してもらった方がいいと思いますので、できるだけこの場で結論を出していただく。

あと首長の判断になると今度議会での結論になりますから。首長の判断は条例を出して議会で賛成・反対になりますから。そうではなくて、それは政策的な分野で出てくるのであって、基本的なところはここで決めていただいた方が私としてはいいなと思っております。

福光委員長：林委員どうぞ。

林委員：今幹事長さんの言われること、当然の話なのですけれども、やはり税というものに対する、うちの町としては絶えずその話が巷に広がっておりまして、とにかく名寄と合併したら税金が高くなるのではないかという、そんな話がある中で、私は決してそう長い期間という感じは持っていないのです。今5年間云々と言うのですけれども、そういうものは本来持つべきでないと思うのですけれども、若干の期間置いて調整してしまうというぐらいの考え方がどうかということでございます。

福光委員長：幹事長にもう一度確認をさせていただきますけれども、軽自動車税については段階的というか、4年間は現行どおりというふうに調整しておりますけれども、法人税もそのことができるということですか。可能ですということ。

今幹事長：可能です。

福光委員長：そうですか。

それでは、改めて委員長から提案させていただきたいと思っておりますけれども、幹事会の提案では、2市町で差異のある法人市民税均等割及び軽自動車税については名寄市の例によるというふうにし、ただしのところ軽自動車税について4年間現行の額を採用し5年目云々というふうになっておりますので、6年目に統一するというふうになっておりますが、法人税もこの方法でいくという調整では如何か。4年間は現行どおり、そして5年目に調整して6年目に統一するという方針では如何でしょうか。風連の委員の皆さんがそれで納得していただければ、名寄の委員の皆さんは恐らく納得できるだろうと思っております。それで如何でしょうか。

幹事長にもう一度お尋ねをしますが、2市町で差異のある法人市民税均等割云々は名寄市の例によると、この文言を抜いてもいいことになりますか。法人市民税均等割及び軽自動車

税については合併特例法云々と、その以降につなげていってもいいのだろうか。

今幹事長：名寄市の例によるということは税率を指しております。従って、そこに税率を入れればいいのではないかと。それを無くするとわからなくなってしまうということがあります。

福光委員長：それは入れなければならないということですね。

今幹事長：名寄市の例によるでなくて、制限税率とする。

福光委員長：なるほど。

ちょっと文言整理しますが、もう一度文言整理して委員長提案にさせていただきたいと思いますが、中西次長のところでその文言を整理してください。

暫時休憩します。

( 休 憩 )

福光委員長：それでは続けさせていただきますが、休憩中に若干文言の整理も含めて事務局の方でまとめましたの、幹事長の方から提案をしていただいてご理解をいただこうと思っておりますが。

よろしく願いいたします。

今幹事長：お待たせいたしましたして申しわけございません。

今、文言整理までは至っておりませんが、考え方だけきちっとまとめさせていただきました。議論になっておりました法人市民税の均等割につきましては3年間現行どおり行うということです。従って、18、19、20年度、これは現行どおり風連町は標準税率、名寄市は制限税率。4年目以降制限税率に統一するという部分が1点。軽自動車税につきましては18年度より標準税率にするということで考えております。もしよろしければ。

あと文言の整理はお任せをいただきたいと。それから、納期につきましても提案したとおりさせていただきたいというふうに思っておりますが、如何でしょうか。

福光委員長：今幹事長の方から、文言の整理は後ほどになりますけれども、基本的な考え方として提案がありました。9月13日に資料として出されました幹事長提案ですけれども、都市計画税については前回、第9回のときに了解を皆様方にいただいた、22年度まで新市において調整をするということになっておりますので、それはそれとして、税の部分ですが、法人市民税の均等割の部分です。それと軽自動車税については今幹事長から提案のあったとおりということでございます。そして、税の納期については、9月13日に出されま

した納期、軽自動車税は6月、個人市民税は6、8、10、12、固定資産税については5、7、9、11というふうに提案がされましたけれども、この調整方針で決定をしてよろしゅうございますか。

(「異議なし」との声あり)

福光委員長：それでは、そのように合意を見ましたので、決定をさせていただきます。それでは、保育料はできますか。幹事長どうぞ。

今幹事長：保育料の説明に入りますが、その前に、大変申しわけありませんが、資料をお配りしてございます。横長のA3の資料でございますが、一部ミスがありまして、差しかえをさせていただきたいというふうに思います。差しかえた後で説明をさせていただきます。よろしくお願ひします。大きいのは回収をさせていただきます。

福光委員長：それでは、中西事務局次長の方から説明をいただきたいと思ひます。

中西事務局次長：資料に不手際がございまして申しわけございませんでした。

今お配りいたしました資料に基づきまして、前回の議論経過を踏まえまして、このようにしては如何かということで提案でございます。前回の提案では5年間で国の基準に合わせるという提案でございました。個人負担が余りにも大き過ぎるのでということでございましたので、表を見ていただきたいと思ひのですが、最初に国の保育料の基準がございまして。町民税の非課税世帯、3歳児未満につきましては9,000円、それから3歳児以上につきましては6,000円、この料金設定から、所得税が40万8,000円以上の場合の3歳児未満8万円、3歳児以上7万7,000円と。これと1万3,000円との差をどのように埋めていくかということについての提案でございまして、今日お配りいたしております保育料の取扱いというところを見ていただきたいと思ひますが、幹事会提案の保育料の取扱いでございます。

風連町の保育料については、合併の年度は現行どおりとし、平成18年度から毎年10%ずつ国との基準の差を縮小し統一しようということでございます。尚、合わせまして、今、現状保育料の日割りの部分での調整なのですが、これは名寄市で言いますと4万2,500円と3万7,500円というランク、Dの3というところを25日で割って日額分をつくっておりますので、これの基準も合わせて日割り部分も組み立てていきたいと、こういう提案でございますけれども、基本的には、繰り返し申し上げますけれども、5年間ではなくて10年間で国の基準に統一していきたいとする幹事会提案でございます。

福光委員長：質疑、ご意見。

佐藤委員：表、資料の説明は。

中西事務局次長：大変失礼しました。縦長の表を資料として配っております。風連町・名寄市保育料比較資料（参考）ということでございます。A4縦型のものでございます。この3歳以上児というところの第6区分、国基準が4万2,000円と書いておりますけれども、これを5万8,000円と訂正をいただきたい。それから、第7区分になりますけれども、ここが、4万2,000円と記載がありますけれども、7万7,000円と変更をお願いしたいと思います。

従いまして、その右の名寄市のところになりますけれども、第6区分と第7区分の2つのところがありますが、ここが網かけになって、国との差が生じる部分になります。ここが名寄市も調整を必要とする部分になってまいります。

中西事務局次長：現状名寄市では第6と第7に4万2,000円という額を使っておりますけれども、国の基準が第6区分が5万8,000円、第7区分が7万7,000円ですので、国と名寄市も差がございますので、ここについては国の基準に合わせるということで、名寄市も値上げの方向で調整するというところでございます。

福光委員長：今事務局の説明わかりになりましたか。  
佐藤委員どうぞ。

佐藤委員：緩やかな合併という基本的な考え方に沿って改めて保育料の見直し、試案が出されてきたわけですが、前回のときにも申し上げたのですが、新市将来構想ありますよね。その中に5つの大きな柱として子育て支援、少子化対策という部分が出てきています。これは、だれが首長になろうとも、新市の大きな施策として今後強力に推進をしていかなければならない部分というふうに思います。

それで、そういう中であって、質問させていただきますが、これは必ず国の基準に合わせなければならないという縛りはあるのでしょうか。

福光委員長：中西次長。

中西事務局次長：前回ご説明させていただきましたけれども、認可保育所にかかわる部分については料金の統一が必要だということでございますので。

あと、高見委員の方から前回質問がございましたけれども、これ以外の例えば僻地保育所なり、それから季節保育所とする扱いは料金を変えることができます。ですが、風連町の保育所につきましては、造るに当たりまして国の補助等々をいただいている関係がございま

してそういう取扱いが不可能でございますので、専門部会等と調整いたしまして今回のような提案になっている次第でございます。

福光委員長：佐藤委員どうぞ。

佐藤委員：私が質問したのは、国の基準に必ず合わせなければいけないのでしょうかという質問なのですが。

福光委員長：幹事長どうぞ。

今幹事長：結論からいきますと、国の基準以下であればいいということです。従って、そういう場合は措置費が変わってきます。今はもう補助金というのはありませんけれども、全部一般財源化されてきておりますが、根拠となる措置費が変わってくるということであり、従って、その措置に基づいて風連町も名寄市も今まで国の以下であったということで、今回改めて基準を国にしようと、こういうような提起でございますから、この辺はちょっと議論の要るところかなというふうに思っておりますが。一応幹事会としては国を基準にして考えようということであり、

福光委員長：佐藤委員どうぞ。

佐藤委員：あの上回らなければよろしいということであれば、先程も申し上げましたとおり、新市の大きな柱として少子化対策或いは子育て支援という部分が明記されてきております。それで、具体的にでは何をするのかというのがこの部分になってくるのかな、この部分のひとつになるのかなというふうに思うわけですが、先程来議論されてきた、税金を上げることはだめだよと。負担は下げれというのも、本当にこれは大変難しい難題だなというふうに私自身思いながら発言をしているのですが、これは新市の目玉として必ず国の基準に合わせるというのではなくて、いかに安心をして子供を産んで、そして子育てができるかということ、これは風連がどうのとか名寄がどうのということではなくて、あくまでも新市の取り組みとして、姿勢としてそういうまちでありたいと、そういう新市でありたいという願いから、やはりこの部分、国の基準にこだわらないで、しかも財政負担も考慮しながら慎重な見きわめ、議論が必要かなというふうに私は思います。

福光委員長：他に発言がございませんか。

野本委員。

野本委員：この問題につきましては、私も前回考え方を申し上げましたとおり、どこの

市町村にあっても、全道的にも管内的にもそれなりの首長さん方が地域の住民福祉のためにいろんな施策を講じて、非常に厳しい中にあってもひとつひとつ、きらびやかな政策を掲げながら、他の町村に、我がまちのあれはこれだというようなものでまちづくりに奔走されている現状だと思います。

そういう意味で、我がまちの子育ての支援も含めた幼保一元化の問題につきましては、保育料の関係も、前回申し上げましたとおり、大幅な保護者負担の軽減を図りながら未来を担う子供たちの育成に励んでもらいたいという一念でひとつの大きな政策展開をしたと。しかも今回この合併協議の中で、わずか6カ月でそういったかかる、スローフードに例えれば、温かいスローフードが極端に冷凍化の方向に入っていくなんていうことは私は言語道断だと思いますし、それから、先程齊藤委員からも名寄側の立場に立ったご意見もありましたけれども、そういった歪みをいかに埋め合うかということもこの協議会の責務だと思っておりますし、名寄の4つの保育所の行革も含めた、スリム化も含めた今後の方策等についてももう一步踏み込んだものがあるべきでないかと。

そういう意味で、今回提案されました10カ年の保育料の計画については、これは今見せていただきましたばかりで、今即どうだこうだということで、もう少し時間をいただかなければ私自身も判断がつかねる現状でありますけれども、これは幾つか道内、管内に例を見ないこういったものもあるべきだと私は思っておりますので、かかるこういった提案についてはもう少し時間をかけて考える時間を与えていただきたいというふうに考えます。

福光委員長：野本委員から今、今日資料、保育料の試案が出されたばかりだということもあって、今日結論に至ることはできないと。時間をいただきたいというご意見でございます。異議なしという発言もありましたけれども、他に発言ございませんか。

幹事長どうぞ。

今幹事長：今ご意見いただきましたことは、つまり基準額をどう設定するかというご意見なのか、基準額は国の基準ということをおひとつ基準にとっておいて、そこに階段を上っていく手法をどういうふうにするかということなのか、その辺をはっきりしておかないと、結論を先送りしてもまた同じ議論になるというふうに思っております。

それで、先程ご質問ありました基準額をどうするかという、国並みにしたという根拠につきまして、幹事会では、国並みに根拠を置いておくことによって措置費、従来の補助金なのですけれども、これについては満度計算と。しかし、それ以降保育料を下げることによれば当然措置費は下がって計算をされるということになります。今は所得譲与税と、それから合わせまして交付税の中で従来の補助金というお金が見られておりますけれども、そのところを歳入をどう確保するかということもひとつは私ども持っております。

保育料を下げますと、保育料収入も下がる、国からの従来の措置費、これも下がるという

ことになりますから、現状どおりやっていったのでは一般財源の持ち出しが多くなると。つまり住民負担が多くなると、そういうことになります。税金から持ち出すお金が多くなるとのことなのでありまして、それを国の基準にすることによってぎりぎりいけるなという判断でありますから、そこのところのひとつ判断をしなければ、基準額を国のとおりやるのか、或いはそれ以下に抑えるのかということについて非常に難しいところだなというふうに思っていますので、論点といいますか、見方をはっきり示しておく必要があるだろうというふうに思っていますので、ご意見をいただきたいというふうに思っています。

尚、経営の問題、運営形態の問題が出ました。今名寄は4つとも公立運営です。風連さんは法人運営ということでありまして、15年度の決算を見ましても名寄市の場合は約50%の一般財源の持ち出しであります。風連さんの場合は33%の持ち出し、非常に大ざっぱで申しわけありませんけれども、その持ち出しに相なっております。

名寄市でも現在、この持ち出しの部分をどういうふうに縮小していくかということで、4つある保育所をどんな形で民営できるか、この検討に入っておりますから、この検討いかんによってはその持ち出しを幅を縮めることができるということを今検討しておりますので、これもあわせてご承知おきいただきたいと思っております。

福光委員長：野本委員どうぞ。

野本委員：これはひとつの流れの中で、私が申し上げているのは、特に我がまちの場合、合併議論がなければこの政策は当面は続くのが当然でございます。たまたま合併議論の中でどうしてもこの議論が出てくるのは当然でありますから。しかもこれについては地域住民にまだ予告もないままに今議論がされているわけですから。この辺、その地域におけるひとつの事業推進過程で、今幹事長言われるように、行く行くはこれは行政としても当然事務整理をし、今おっしゃるような段階を経ていかなければならない手前の議論で私はおかしいということを申し上げているのであって、これについてはいま少しそういった地域におけるお父さんやお母さん方への対応、それから行政としての合併協議に至るまでの2つの自治体の問題ですから、片方の自治体の内部整理の問題も含めて、それらのものが整理整頓をされて初めてさて保育料の試算をどうするのだという形に入るべきだということを申し上げておるので、当然ひとつの基準はうちの場合は一律1万3,000円ということ、これは国の基準を承知しておきながら基準を作ったわけですから。

ですから、それはなぜ作ったかということは当然、それは私は説明する術はありませんけれども、政策として、大幅な保護者の軽減を図りながら未来を担う子供たちの育成に当たるというひとつの政策を打ち出してかかる手法を自治体の内部でとったということですから、その後そういったものにかかる形に変更、大幅なギアのチェンジを図らなければならぬわけですから、そのチェンジを図る前段の住民対応も含めた内部整理にいま少し時間がかかるということを申し上げておるのです。

福光委員長：野本委員の発言、これまでの風連町の保育料の問題の、この3段階の保育料に至った経過というものが一定程度あって、そのことの整理が一定程度必要だということだろうというふうに思っております。

ただ、今幹事長から説明があったように、国から入ってくる措置費の関係もあって、一定程度国の基準に合わせるということが前提でなければ措置費としてカウントされない、歳入も、当然国からのお金も入ってこないという計算になるわけですから、二重パンチになるのだろうということはご理解をいただけたと思います。

この問題については、確かに首長が政策として出した課題でもあって、議会もそのことを了としてこれまで何カ月か施行してきたわけですから、そのところの整理も一定程度必要かなと委員長としては思います。

今日結論にはちょっと至れないかと、そう理解しております、8日までに風連町さんの方が整理できるのかどうか、そのあたりも含めて、是非精力的に議論をしていただければというふうに思っております。

国の基準に合わせると、基準に近づけるという一項目がやはりないと措置費としての国の歳入が図れないということだけのご理解をいただけたと思いますので、そのところをしっかりと議論の中で説明をしていただいて、そしてこれまでの政策を首長も含めて転換を図る、そうした考え方を一定程度集約をしていただければというふうに思っております。

どのような結論になるのかわかりませんが、一定程度、今日幹事会から出された案をもとにして、保育料の試算も含めて、10年間で近づけていくのだという考え方も是非議会或いは町とも、行政側とも議論をしていただいて結論に至っていただきたいというふうに思っておりますので、今日のところは……。

斉藤委員どうぞ。

斉藤委員：委員長が今、今日大体風連町にげたを預ける形で審議を終えたような意向なものですから、やはり、私も名寄市民の思いを、できるだけ皆さんにお伝えしなければと思いましたので。共働きの場合の未満児というのは本当に負担が大変なのです。そういうふうなこともあって私ども請願も出たり、或いはいろんな発言もあったりしながら名寄は国の基準の2年遅れで来ていたのですが、とうとう去年、おとしからかな、元へ戻すということになりまして国の基準で来ているのですけれども、相当市民の中には、父母の中には根強い保育料軽減の声があるわけです。

そのときに風連だけが、この差を見られたらびっくりするのですけれども、それを10年間かかってもとへ戻していくということについては、相当率直に市民の中からの声はこれは起きてくるかと。そこまでやれるのだったらこちらもやってもらえないのかというような声、更に、それだったら風連に入れてもらえるのかと、こういうふうな意見だつて出やしないのかという危惧するわけです。

ですから、ひとつは、そういうような住民の声、行動が出た場合、幹事会などではどういふふうに詰められているのか、その点をひとつ後で教えてもらいたいと思います。

それからひとつは、野本委員の言われるのは非常にわかりますし、佐藤委員も言われるように、子どもは国の基準が絶対正しいのだというのではなくて、それぞれの自治体に応じて、これは国のよりもぐっと下げているところはたくさんあるわけです。我々も下げたり刻みを小さくしたり、いろんな手法をとったときもあるわけですから。しかしそれが、国の合併をしなければならないというには財政の物すごい締めつけがあって、先程言いましたけれども、風連での単独シミュレーションの中での相当の住民負担の問題を提起した経過があるわけですから。

ですから、それよりも、私は率直に今回のいろいろな施策を見ていったときに、どれもが合併することによってひどくなっていくというのではなくて、いろいろ協議の中では生かされているものもあるのだと、こういうふう考えたときに、私は保育料の問題についてもお互いに努力をしながら、風連のをこのまま10年で認めるのだとしたら、名寄も一定軽減の措置を入れていかないとなかなか納得はしづらいと、これは。我々議会議員もそういうふうなのを受けてやっている。

そういうふうな差は如何なものかというのが率直に予想されるだけに、逆に名寄の方も、国の基準としながらも、今の現行のやつを場合によっては一定遅らせていくのだとか、そういうふうなものしながら合併についての努力をしていくのだと、そういう姿勢はどうなのか、この点2つ目でお伺いしたいのです。

それと3点目は、最後に野本委員に、そういうふうな財政シミュレーションも出ているわけですから、そういうふうな中でもあえてこれで何が何でもいけということは、一点豪華主義で、ここにすべてをかけるのだと、こういうことなのか。子どもも多くの父母の声を聞いているだけに、その点率直なバランス上の問題も含めて伺いたいなど。

以上3点ほどお願いします。

福光委員長：今、斉藤委員から3点ほど出たのですが、先ず、斉藤委員の今の発言と、今これから、これまで委員長がまとめようとしているのと切り離させていただきたいというふうに思います、ひとつ。

ということは、ひとつには、風連町さんの3段階、1万3,000円最高額の金額がどうなるのかというところが私どもの委員会に与えられた議題でもありますので、そのところは、先程言いましたように、風連町の方でしっかりと議論をして、10年間の段階を踏んで国の基準に近づけるということについての一定程度の結論を出していただきたいということをお願いをして、そういうような整理を先ずさせていただきたいと思います。

それでよろしゅうございますか。今日の結論は出さないということで、次回にという取扱いにさせていただくということを先ずご理解をいただけますか。

(「異議なし」との声あり)

福光委員長：そして、ご理解をいただいたということで、この問題については次回ということにさせていただきますけれども、今の斉藤委員から出された、名寄の金額を、今度は風連がそういうふうな状況なら名寄も安くすることができるのでないか、するべきでないかという求め方、このことについてはまたひとつ別な次元だと思いますので、今3点出された斉藤委員の質問に対しては、今、幹事長なり事務局の方から答弁をいただきたいというふうに思っています。

今幹事長：幹事長、今ですけれども、この問題を専門部会或いは幹事会で議論したとき一番危惧したのは、実はバランスを欠いてどうするかということでありました。斉藤委員からありました、だったら名寄もという声が絶対上がるなということでありました。しかしそのところは、やっではもうおさまりがつかなくなるという表現は悪いのですけれども、どうしてもそれは手をつけないでいかなかったら方法はないということで、いかに風連の今預けているお母さんたちの理解、これはゼロ歳から預けますと5年間になりますけれども、5歳までといたします。その間で調整を図ろうということでは前は5年というふうにお話をさせていただいたのでありますけれども、しかし5年では余りにも急過ぎるのではないかとということもありまして、お互いに認可保育所ですから、これは料金を一致させなければならないということは理解できながらも、急過ぎるというご意見がありましたので、私どもとしては、5年で無理だから10年にしたかという決してそうではなくて、多方面にわたって議論をさせていただきました。

率直に、有り体に申し上げますと、例えば合併時にいる子供さんを持った保育料については、既得権ではないのですけれども、ややそういうふうを考えて、合併時から5年間はそのままの風連町の料金を使おうかと。6年目以降入ってきた人についての調整を図ろうかというような議論なども正直言ってさせていただきました。しかし、一番お母さんたちが預けているそのことで公平性があるのは段階的に解消していくことではないかということでの結論に相なった次第であります。

恐らく風連さんも15年までは何段階かに分かれた、今の料金体系でなくて大きな、もっとももっと分かれていて、国の基準に近い保育料だったと思います。しかし、そのときにやっぱり出てきたのは内部矛盾として、私のときには高かったのにあなたたち安いものねというようなことが内部矛盾としてありましたけれども、それは現在のやり方に対する理解をもらったというふうに思っております、その現在のやり方、時勢に合ったやり方に対して10年かけて緩やかに合わせていこうというようなことが一番いいのではないかという結論になりまして、そうすると、単純に言いますと、この間、5年で預けていると、6年目にまた入ってきた人はふた変わりといいますが、なります。しかし、途中で入ってくる方もいらっしゃるから、かなりの数になりますけれども、緩やかにいくためには、単に合併時に子供を預けた人たちだけでなく、風連町民全体のことを対象にしてやっていこうではないかということでもありますので、その辺は幹事会としても非常に苦慮した結論であることは事

実であります。

一方では合わせなければならない、一方では合わすために余り急激過ぎる変化はだめと。また片方では、10年間の間に同じ市町村になった現名寄市との差があって、これをまたどうしたらいいのだろうかということもあった。非常にこの三すくみの中で悩んだ結論であることは事実でありますから、まだ議論の余地はあるなというふうに思っています。

尚、風連町さんが政策として努力をなされたことについて、これはもう重々承知の上での議論でありますから、一部遠距離通園システム、それから子育て奨励、これは当面残していこうということも幹事会の中で、前回報告いたしましたけれども、議論しての結論でありますから、どうぞよろしくご議論のほどを。

幹事会としてもこれが絶対万全なのだというふうに思った内容ではないと。非常に苦悩しながら提案させていただいている案だということをおひとつご理解いただきたいと思います。

福光委員長：今幹事長が説明したその趣旨をくみ取って、風連町側としてはそのことを議論をしていただきたいということをお願いしておきたいと思えます。

斉藤委員からの質問に対しての幾つか答弁残っていると思うのですが、その場合、事務局或いは幹事長からの答弁を待ちたいと思うのですけれども。

今幹事長：一定、規制は必要だというふうに考えておるのです。しかし、例えば一定期間は旧風連町在住者に限るとか、それから調整期間10年間の間でも、過ぎた場合には、風連に職場がある方、例えば、今度合併しますから、農協であるとか、それから同じ経営になる、役場もそうですし、清峰園などもそうですし、かなり共通する職場というのは出てきますから、その職場に勤めている方であるとか、そういったところにも対象になるのではないかと。具体的にまだきちっとそこまでシステムづくりしておりませんが、絶対なのよということはいえないから、ある意味規制をしながらこの運営をしていく必要があるなというふうに思っております。

福光委員長：あとよろしいですか。

高見委員どうぞ。

高見委員：先程の幹事長の答弁、野本さんとの議論の中でのやりとりでいささか気になる部分がありますので発言をさせていただきます。

前々回もお話ししましたがけれども、特別養護老人ホームの例えば法人化、事業団の移行の問題、或いは風連町さんでは保育所が民間に運営委託をしているということでもありますけれども、私は保育所の部分を単純に効率的に33%一般財源の持ち出し、或いは50%の名寄市では一般財源の持ち出しという話、民間がそこで安いという短絡的な議論ではないと思うのですけれども、私は非常に問題、民間委託ということについて、もうひとつやはり保育所

が、以前にも言ったように、ゼロ歳児なり、或いは3歳未満児を、保育ニーズとしてあるというものがあるとすれば、これは言葉は悪いですが、保母さん1人に対して3人なり保母さん1人に対して6人3歳未満児については、いわば、言葉が悪いというのは不採算部門なのです。だけれども、そこにニーズがあるとしたら、行政がしっかりと対応をしていかなければ、単に民間委託の比較論では私はないと思っているのです。

ですから、私はむしろそうした全体的な保育行政に対する一定の考え方をきちっと整理して、これは今後の議論ですけれども、保育行政の場合はしていかなければならぬだろうし、むしろ、名寄市の視点から言えば、私なんかをとらえている部分では、いわば公立保育所と幼稚園との、私立幼稚園が4つあるわけですから、この絡みをしっかりと名寄市或いは行政側として議論をして、議論というか考え方を整理していく必要があるだろう。

そうでなければ、3歳以上の部分で7万7,000円も出す人が出てきたら、幼稚園へ行った方がはるかに安いわけですし、延長の幼稚園、安いと言ったらおかしいですが、延長をかけても。ですから、既存の4つの幼稚園、名寄市内にある4つの幼稚園と共存をしていくような、そして、共存というかトータルで考えていくような保育行政をしっかりと考えた中で、私は、民間の部分というのもひとつの選択肢かもしれませんが、そういう整理をしていく必要があるだろう。

風連町さんの部分は、委員長が集約したことでありますから、私は是非4つの季節保育所がひとつになって、そこで入れた財源を、特徴的な部分として風連町さんが執り行った部分ですけれども、しかし、大変厳しい状況での部分もありますけれども、一定の議論をしながらこれは整理をいただくということで、私どもの方で、野本さんから話があったように、合併無かりせばそういう政策的な部分で、しかも効率的に合併、統合をして財源的に生み出した手法ですから、是非、いろんな議論があると思いますけれども、議論をいただいて一定の方向づけをしていただくことはいいのではないのか。

ただ、名寄の場合はそこで、民間だから安い、そうでない、これは保育ニーズをやっぱりもう一度押さえないければ、例えば58名いるうち23名ぐらいが3歳未満児ですか、今風連。3歳以上児でしたら1人に対して30人の保母さん見れるわけですから。名寄の場合ではゼロ歳児を持っているとやっぱり、これは一般財源、特別事業としてやっても一般財源の持ち出しというのは当然出てくる。だから、効率性だけ求めていくと私は子育て支援そのものが大変間違った方向に行く可能性がありはしないのかというような感覚、感じを持っているものですから、ここら辺はひとつ幹事長からむしろ、トータルとして議論をしているとは思いますが、お聞かせをいただければと思います。

福光委員長：幹事長どうぞ。

今幹事長：保育所運営に関しましては非常に私たちも多く議論しておりまして、先程話がありました幼稚園との幼保一元化、これは幼稚園の側でもある意味研究課題になっており

まして、幼稚園の経営者や父兄の皆さん方と話すときには必ずと言っていいほど話題になるぐらいであります。

従いまして、一口で私先程民営化という話をしましたけれども、いろんなパターンを今検討させていただいているのが実態であります。

ただ、今お話がありましたとおり、保育のニーズというのが非常に幅が広がってまいりまして、ゼロ歳児から学校に上がるまで広がっておりまして、その構造も近年変わってきました。ゼロ歳児は非常に少なかったのでありますけれども、最近はゼロ歳児を含む3歳未満児が非常に多くなってきたということがありますから、4つある公立保育所をすべて、経費節減という意味で4つ民営化できるかということ、決してそういうことにはならない。ある意味では保育所ごとに特徴を持たせて経営をしていかなければならないというふうに思っております。

一時私どもは定員を、1カ所90人の定員でありました。4カ所で4×9、360人の定員でありましたけれども、それを少子化時代を迎えたということで1カ所70人の定員にしまして、4×7、280人の定員、現在、待機児を出すなという子育て支援の関係からの指示でありますけれども、これに入っているのは300前後ということでありまして、定員をオーバーしても尚受け入れていかなければならぬというぐらい子育てに対するニーズといえますか、そういうことには行政はこたえていかなければならぬというふうに思っております、現在やっております。

保育全体に関する考え方は高見委員の指摘があったとおりでありますから、それを押さえて今後の運営に当たっていくというふうに思っております、その辺で合併した後の保育のあり方というのは非常に多くの議論になるなと正直言って思っております。

昔はポストの数ほど保育所をと、こういうふうな話で、保育所は多ければ多いほどいいという議論にまた戻りそうな雰囲気なのです。最近の子供さんたちの預ける形態を見たら、なっているなというふうに思っております。

また、名寄市では7つにわたる、特別保育、延長保育、一時保育、預かり保育、その他、早朝保育やっておりますけれども、それに関してもやはり人的な世話が一番大事でありますから、経費がかかりますけれども、それはニーズだということで対応しているということですから、その視点は切らさずにやっていくつもりでありますので、その辺で、地域による保育の差があっても大変というふうな感じを持っておりますから、是非、料金を統一ということでなくて、地域による保育の差もまた、ひとつは均等を図っていくという心構えを持っているところであります。

答えにはなっておりませんが。

福光委員長：この問題につきましては、先程まとめさせていただいたように、今日のところはこの程度にして次回にということでご理解をいただきたいというふうに思います。そのようにまとめさせていただきました。

時間が時間ですけれども、事務機構及び組織の取扱いにつきましては9月13日に提案をいただきました。しかし、これは私どもの委員会で議論をするというよりも、首長としての意識、意向というものが大きいだらうということで、運営小委員会に一定程度ゆだねるという私どもの委員会の結論を出して運営小委員会にゆだねさせていただきました。

今日午前中に運営小委員会が開催をされました。それらの報告も含めて、事務機構及び組織の取扱いについて今日議題とさせていただきたいと思います。

運営小委員会で検討された、議論されたことをこの場で、改めて私どもの小委員会で結論に至ればというふうに考えておりますので、幹事長の方から説明をいただきたいと思えます。

今幹事長：あらかじめ資料をお配りしてございます。合併後の行政組織案という資料ですが、こういう一覧表になっていますが。9月13日ですか。

福光委員長：資料ありますか。今日持ってきていない。

今幹事長：ありますでしょうか。ページ物で行っていると思えますが。

福光委員長：横長のついたやつと。

今幹事長：10月19日の資料についているということではありますが。めくっていただきまして。ありましたか。

福光委員長：出てきていない方手を挙げてください。何枚もありませんのでコピーします。幹事長、資料がそろったら説明してください。

今幹事長：資料が揃ったようであります。委員長は席を外しましたけれども、幹事長に説明せということでありますから説明をさせていただきます。

お手元の資料ですが、合併後の行政組織案ということで、1、基本的な行政組織と。合併後に目指す組織はこうなりますということでもあります。そして、合併時は過渡的組織となりますというふうに書いてありますが、これは必ずしも最終・終点ではありませんけれども、今考えられている合併後に目指す姿として、総務部としては、総務課から税務課まで4課、そして主な仕事はこういうふうにやりますよと。

それから、市民福祉部ということで、5つの課になっております。これにつきましては、名寄市の行政組織で言いますと市民生活部と保健福祉部を合体した部というふうになってございます。それぞれ課の名称等は、これは後ほどまた新しい市になってから変えることができますが、環境と市民課と言われているところを合体したというようなことになっていま

す。

はぐっていただきまして、経済部、これは農林関係と、それから商工観光関係ということで2つの課、これも従来3課名寄市の例で言いますとありましたけれども、これも合体をすると。

それから、建設部につきましても、管理課、都市整備課、上下水道課ということで3課の組織をつくらせていただきました。それで、これにつきましても従来名寄市で行っている行政組織から見ますと、例えば都市整備課の中に建築課というを含む、或いは上水道と下水道別々でしたが、これも合併をするということになっております。

教育部については学校教育と社会教育、大きく分けておいて、次は各施設、教育施設がございますので、これは博物館であったり体育館であったりプールであったりというふうになると思います。その行政施設があるだろうと。

更にその下でありますけれども、市立病院、短期大学、会計室、議会、農業委員会、監査、選挙、公平と、ほぼこれが行政組織というふうになるだろうということでございます。

くどいようですが、最初説明しましたように、これは一定程度年限が経たときに、このぐらいまできちと絞っていかないと財政計画との整合性がとれないだろうということでございます。従いまして、合併時につきましても、もう既に皆様方お察しのとおりでございますけれども、いきなりここまで絞れませんから、ほぼ現状の組織を生かしながら行政運営をしていかなければならぬだろうというふうに思っているところであります。それで人員調整をしながらスリム化を図っていくという方向をとっていきたい。

それで、今日も両首長を初め、両議長、それから小委員会の委員長それぞれ会議をやらせていただきましたけれども、しからば合併時の組織とこれに至るまでの行程表が必要ではないかと。経過表ですね、工程表が必要ではないかということで、これは幹事会として一努力しなければならぬというふうに思っているところであります。

基本的な組織をそう押さえた上で、それでは風連庁舎、名寄庁舎の機能をどうしたらいいのかというので、これも今日提案をさせていただきました。

そこで、これは幹事会として作成しまして、事務所を名寄現市役所というふうに置いて両庁舎を有効活用する場合にこういう組織が考えられるということでもあります。

それで、風連庁舎を左側、名寄庁舎を右側に置きまして、総務部の関係でいきますと、総務課と税務課は風連庁舎、これは、総務部は庁舎管理もありますし、また、予算の執行がどうしても出てまいりますから、こちらの方も予算管理というものはあるのではないかと。税務課につきましても、賦課については統一でやりますけれども、徴収や納税相談や諸証明、こういったものが出てくると。或いは調査が出てくるということでもあります。名寄庁舎の方は総務課、企画課、財政課、ここのところは集中してもいいのではないかとということです。

市民福祉部でありますけれども、ここのところは最も市民の皆さん方の生活にかかわるところでありますから、ここのところは両庁舎に窓口配置をきちとしなければならぬ、機能を生かすようにしなければならぬという組織です。

経済部については農林課と商工観光課であります。農林課はJAの合併で本所が風連ということもありますし、風連町が今現在は農業主体ということもありますから、ここの農業関係の機能は風連町に集約をしてもいいのではないかと。ただ、商工観光が名寄市だけに割り切れるかどうかということについては、これはまた対応の仕方があるなと思っております。風連庁舎にも商工関係の機能を置いてもいいなというふうに思っております。

建設部の関係については、管理課というのは維持管理業務を中心にいたします。これにつきましては道路、河川、公園、街路関係、そのほか建設に関する管理関係がここに入ってくるなというふうに思っています。それから、上下水道、これを一本化してここにどうしても密着型で置かなければならないと。名寄庁舎の方には、管理課と上下水道は同じでありますけれども、都市整備課というのは建築、土木の公共施設の設計、発注であります。監督業務であります。

それから、教育部については、これは学校教育、社会教育、それから教育施設の関係については、これは両方にきちとした機能を持たせよう。

病院の関係については、診療所を当面残して、行く行くは名寄市立病院の分院化という方針でありますからこのような形になる。

短期大学は、大学になっても名寄の学校につきものということです。

会計室については、収入役廃止の方針でありますから、これについては、出納事務を行うための窓口は、これはどうしても両方に必要であります。

農業委員会は農業機構の集中化ということで風連庁舎、議会事務局、名寄庁舎、監査事務局、風連庁舎、選挙管理委員会、公平委員会はそれぞれ兼務をしておりますから、必ずしも名寄庁舎ということではないのでありますけれども、専任の職員は置いておりませんので、それぞれ兼務で、選挙管理委員会は総務と、公平委員会は監査と兼務をするということになっておりますから、名寄庁舎に寄せることの不自然さはありますが、この辺は調整可能というふうに思っています。

これを説明を今日させていただきまして、いろいろご議論をいただきました。最後、結論に至らなかったわけでありまして、今回の運営小委員会、会長が島市長、副会長が柿川町長さんであります。両方で最後話し合いをさせていただきました。

その前に、議論としては、機能的にはこれでわかるけれども、それではどこの部がどちらの庁舎に配置になるのだと、このことが非常に大きな議論になりまして、まだ箇所づけが十分でなかったために議論が不十分になりまして、両首長にひとつ協議をするべしと、こういふことでありまして、両首長で協議の結果は、5つの行政分野を想定しておりますから、行政分野を想定して、3つは事務所の所在地に置きましょうと。2つについては分庁舎といたしますか、もう一方の庁舎に置きましょうと。

この表は名寄を事務所所在地というふうに仮定をしておりますから、名寄に3つの部、それから部の主たる部、つまり部長を置くということなわけですけれども、それが風連庁舎に2つの部長を置くと。箇所づけについては、どこの部がいいということについては結論を出さ

ずに、少し調整をさせていただきたいということでありますので、5つの行政分野のうち3つを本庁舎の方に、事務所の所在地に、2つを他の庁舎にということで今回結論を出しましたので、報告とご提案をさせていただきます。

よろしく申し上げます。

福光委員長：今幹事長の方から、運営小委員会での結論といいますが、議論経過と幹事会でも出されております部課のそれぞれの分け方を説明いただきました。

今5時になりまして、6時から風連で議会と住民との懇談会というのが予定されております。できれば10分ぐらいにはここを終わらせなければ、それぞれ夕食のこともありますので、10分程度皆様方からご質問があればいただいて、そして第15回の委員会に送りたいというふうに思いますけれども、何か。

佐藤委員どうぞ。

佐藤委員：今ここに、3ページにそれぞれの風連庁舎、名寄庁舎の機能ということで書かれているわけですが、大まかで結構なのですが、各課の職員数、それがなければ判断がつかない部分もありますので、大まかで結構ですので。今できなければ、後日でき次第ということでも結構です。

福光委員長：幹事長どうぞ。

今幹事長：先程お示しましたとおり、この案はあくまでも、当面の案ではなくて合併後に目指す組織でありますから、例えば財政シミュレーションでは79人職員を減ずると、こういうふうになっております。従って、79人減じたときにこの組織でいけるかどうかと。やや私はいけると思っておりますけれども、その辺の検討もありますから、今日この組織案に対する人員の張りつけについては用意してございませんので、時間をいただきたいというふうに思います。

福光委員長：よろしいですか。

佐藤委員：はい。

福光委員長：他にございませんか。

斉藤委員どうぞ。

斉藤委員：今の説明で、今いろいろそれぞれ経過なども含めて論議されたと、こういうふうに理解はしつつも、名寄市に事務所を置くのですが、部長を名寄は3つ、風連は2つと、

こういうふうにされたということであります。それぞれ名寄、風連の機構図、或いは大体職員なども見せてもらっておりますけれども、例えば部の下にある風連庁舎で、総務部でしたら2つの課、市民福祉部でしたら5つの課と、こういうふうになっておりますけれども、果たしてこの課が全部必要なのかと。場合によっては係長待遇での対応もある、少し分かれていくというか、人数やなんか、或いは仕事の内容によっては。

そういうふうな形でとりながら、とりあえず行政改革というのがひとつの大きな柱でもあるわけですから、そういう面では、何が何でも変わるというのではなくて、大課制といえますか、そういうふうな形での効率的な、機動的な、そういう運用ということだって十分あり得るのではないのかと。一定の論議になっていると思うのですけれども。

そういうふうな問題も含めながら、従来にあったものをそのまま踏襲していくというふうに見れるものですから、そういうふうな形で、もっとやっぱりここは行政改革の視点からも、或いはまた大課制、そして協力、共同しながら進めていくというふうなことから考えても、課のあり方についてはもう少し検討が必要でないのかというのが1点であります。

それともうひとつが、監査事務局が風連になっておりますが、これは、ご案内のように、監査をする上ではそれぞれの人々が寄ったり書類を持ったりということになりますので、そういう面で、書類なども一定ある名寄にこれを置くのが当然でないかというふうに私は考えるのですけれども、あえて風連に事務局を置くという内容、これなども私としては名寄でいいのではないのかと、こういうふうな気がいたしますが、以上2点お知らせさせていただきたいと思えます。

今幹事長：3ページの2、風連庁舎、名寄庁舎の機能、括弧して課は機能の意味で、当該課の持つ機能の全部または一部と、こういうふうに書いてあります。わかりやすくするために、表現がまずかったのですけれども、課というふうに表示するとそのまま課と受けとめられますが、私どもも、斉藤委員のおっしゃるとおり、機能だというふうに思っております。

例えば、市民福祉部の社会課、福祉課の中でやっている業務でも、名寄で2係でやっているのを1係でできるということもありますので、この辺については対象者の大小によって判断をしていきたいというふうに思っております。これは機能的に行っていかなければならないと。風連はグループ制をとっておりますから、グループ制のいいところは取り入れていくような努力なんかもしなければならぬというふうに思っています、これはあくまでもわかりやすくするための表現だというふうに押さえていただければいいかなというふうに思っております。

それで、仕事の内容は前のページと前のページ、2ページと1ページに書いてありますので、これを参考にさせていただいて、このぐらいの仕事ならここは課の配置でなくてグループの配置でもいいのではないかというような議論はこれからしていかなければならないというふうに思っています、必ずしも従来ある課をすぽと当てはめるという考え方ではなくて、絞るところは絞る、それからグループにしていくところはグループにしていくという考

え方を持っておりまして、これはこれからの作業ということにさせていただきたいというふうに思っております。

監査事務局はよろしゅうございますか。

福光委員長：監査委員という立場なのであれですけども、今斉藤委員がご心配なされたことは理解できますけれども、しかし、監査をする課或いは部はそれぞれに書類を提出させますが、一定期間書類を預かりますので。ですから、ひとつひとつあれを持ってこい、これを持ってこいという、そういうような煩瑣な作業ではありませんので、そのところは風連に監査事務局があったとしても問題ないのでないかというふうに思います。同じ、名寄の庁舎にあったとしても風連側の書類は持っていかなければなりませんし、同じようなことだろうと思いますので、それは風連側に監査事務局があったとしても支障はないというふうに監査委員としては判断しておりますけれども。

今幹事長：尚、この辺は監査委員さんにも農業委員さんにも議会にも、いわば行政組織の皆さん方には一切相談をして合意を得てやっているという作業ではありませんので、その辺はご承知おきいただきたいと思います。

福光委員長：斉藤委員どうぞ。

斉藤委員：委員長が監査委員ということもあって答弁ありましたけれども、逆を言えば、監査内容などについても、予算が見てわかるように3倍名寄はあるわけですから、そういうふうな面での対応する職員や何かの、見てわかるように、いつも連れてきたり呼ばれたり、書類を持ってこいとやっているわけですから、そういう面では一定距離的な問題なんかも含めて効率的な内容では、私としては監査事務局は名寄にあった方がいいのではないかという見解を申し上げておきたいと思います。

尚、先程、そういう中から3つの部を名寄、2つを風連ということについては、内容がはっきりしないで、何か頭だけをどうだという決め方は如何かと。もう少し具体的に、こういうふうな効率的な、すなわち行政改革も一定多くやっていくのだという柱がありますから、そういう面では、そういうふうに進めていく上で、ゆえに名寄は3つ、風連は2つなのだと、これが一番効率的と考えたと、こういうふうな立場でのあれを出して皆さんにご理解いただくということが大事でないのかと。ただ何か首長が話し合いして、3つよこせ2つよこせというような捉え方でないやり方をお願いしたいということを申し上げておきたいと思えます。

#### 4. 次回の小委員会開催について

福光委員長：斉藤委員の発言はご意見として、或いは要望として受けとめて、幹事会或

いは両首長に申し送りをしなければならないというふうに思っておりますが、お約束した10分経過をいたしましたので、今日のところはこの程度にして、この組織機構の問題についても、一定程度これまでの議論の経過の中で風連町側の委員の皆さんからもかなりの発言がありました。ですので、この問題も先程の保育料の問題と一緒に合わせて風連町さん側との一定程度の意見のすり合わせ、考え方を次回に示していただければというふうに考えております。

9日に合併協議会が開催される予定になっております。その前日に私どもの小委員会が開催されますが、今回は午後の2時からになっておりますが、この極めて重要な組織機構、それから保育料、この問題とあわせて新市の名称、それから本庁舎の位置、これが一定程度リンクする部分がありますので、是非それらも合わせて8日までにそれぞれの立場で議論をしてきていただきたいというふうに思っておりますし、できれば今回の15回目のこの小委員会でそこまで結論を出したいというふうに考えておりますので、よろしく願いをいたしたいと思います。2時からの開催ですが、或いは夕食を出してでも議論をさせていただきたい。

風連は住民懇談会が9日までありますが、今回は風連庁舎でありますので、ぎりぎり6時近くまでやって。結論が早く出るのでしたら問題はないのですけれども、できるだけ早く合意がとれるように事前議論をしてきていただきたい。

それでは、1時間繰り上げて1時からということで。まだご案内出しておりませんが、1時からということで予定をしていただきたいというふうに思います。最終回になるかどうかは皆さん方の考えひとつにかかっておりますので、ひとつよろしく願いをしたいと思います。

それでは、今回の小委員会の開催についてはそういうことのご案内会場は風連町でございますので、よろしく願いをいたしたいと思います。

## 5. その他

福光委員長：その他何かありますか。

(「なし」との声あり)

## 6. 閉 会

福光委員長：それでは、その他ございませんということで、今日の14回基本項目等検討小委員会はこれでお開きにさせていただきます。

どうもご苦労さまでございました。